令和6年度 八王子市介護支援専門員研修 新任・現任研修「八王子の介護保険と高齢者施策」

資料

第一部

- ① 八王子市福祉部介護保険課 認定審査担当「認定審査担当からのお願い」 (P2)
- ② 八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当「給付適正化とケアマネジメント」(P5)
- ③ 八王子市福祉部介護保険課 総務·給付担当「住宅改修と福祉用具」 (P37)
- ④ 八王子市福祉部生活福祉総務課 医療・介護担当「生活保護制度と介護保険制度」(P84)

第二部

- ⑤ 八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当「八王子市高齢者計画・第 9期介護保険事業計画について」(P101)
- ⑥ 八王子市福祉部高齢者福祉課「在宅生活を支える高齢者福祉~介護保険を除く八王子市の高齢者施策」(資料のみ・動画はありません)(P127)

要介護認定等の資料提供についての申出書

令和 〇 年 〇月 〇日

記人例

・護認定等の資料について、介護サービス計画等介護保険事業の適切な運営を目的に必要なため、 、、資料の提供を受けた際は、八王子市個人情報保護条例等関係法令に基づき、以下の遵守事項を 事項に違反した場合、今後資料提供が受けられなくても差支えありません。

申	申出者	八王子 太郎	事業者名称	八王子市地域包括支援センター 〇〇〇					
出者(提	連絡先	住所							
供付		□本人 □親族() □成年後見人	、保佐人又は補助	人 □居宅介護支援事業者					
ľ	介護保険被保険者証を確認のうえ、 記載漏れや誤りのないよう、正確 に記入してください。								
	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	被保険者氏名	介護 太郎					
+=	被保険者住所	八王子市元本郷町3-24-1メゾンkaig	go 101#	被保険者証に記載された住所を記 入してください。(集合住宅名、部屋					
提供資	生年月日	明治·大正·昭和 〇年〇 月〇 日	被保険者性別	番号がある場合、略さず全て記入し てください)					
料	提供資料の 対象	平成令和 〇年 〇月 〇日 🏻	認定分	被保険者証に記載された認定年月日					
	資料提供の 方法	図与しの交付 □閲覧	提供資料の 種類	を記入してください。					

上記提供資料の対象となる認定結果にかかる要介護認定申請書の同意欄において

□本人の同意あり(下記同意欄に署名は不要です)

本人の同意がない場合、下記本人同意欄に署名が必要です

上記の認定を受けるために提出した 要介護認定申請書で同意がある場合は、 レチェックのみで本人同意欄の記入は 不要です。

■本人同意欄

私は、八王子市が保有する私の上記資料について、上記申出者(提入力家も / に、ルスタ 同意します。

介護 太郎 本人氏名

(提供対象者の遵守事項)

- (1) 本人の情報(以下「本人情報」という。)について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重 した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合 には、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に 破棄すること。
- (8) 本人又は八王子市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を 退いた後も同様とする。

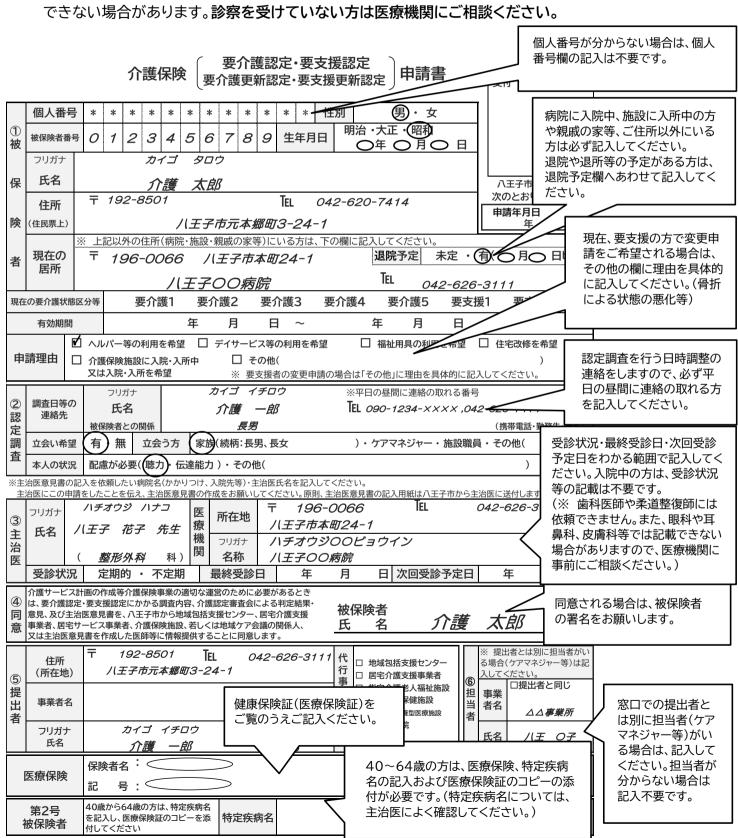
介護保険 要介護認定·要支援認定 申請書記入例

	□ 申請書 □ 介護保険被保険者証			
申請に	□ 提出者の身分証明書(個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証等)			
必要な	□ 被保険者の個人番号が確認できるもの(個人番号カード等) ※			
もの	□ (40~64歳の方は)健康保険証(医療保険証)又は、そのコピー			
	提出者が代理人(被保険者本人以外)の場合→ □ 上記に加え委任状			

※ 個人番号が分からない場合は、個人番号欄の記入は不要です。

主治医意見書について

主治医意見書は市から医療機関に作成を依頼しますので、**必ずかかりつけの医師名、医療機関の名称・所在地の記入をお願いします。**なお、診察を受けていませんと、医療機関によっては意見書を作成できない場合があります。**診察を受けていない方は医療機関にご相談ください。**



八王子市福祉部介護保険課

介護認定審査会の進捗問合せに対応する専用ダイヤルの開設について(通知)

平素より、本市の介護保険事業に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。 この度、介護サービス事業者等からの介護認定審査会の進捗問合せに対応するため、「介護認定 審査会進捗問合せ専用ダイヤル」を開設します。

今後は、下記のとおり御活用いただきますようお願いいたします。

記

1.開始日時 平成29年4月24日(月)午前9時から

2.利用可能日時 市役所開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで

3 . 問合せ電話番号 042-620-7471

この番号は専用ダイヤルです。一般には公開しません。

4. 電話対応 委託事業者が対応します。

5. 対応可能事項 (1) 認定審査会予定日

(2)認定審査会未定の場合の遅延理由(意見書・調査票未受領) 上記以外は介護保険課認定審査担当(直通042-620-7414)へお掛けください。

6. 注意事項 (1)事業者名と名前を必ず伝えてください。

(2)申請者の被保険者番号及び氏名を伝えてください。

(3)原則、進捗問合せは専用ダイヤルにお掛けください。

問合せ先:八王子市福祉部介護保険課 認定審査担当 電話 042-620-7414

給付適正化とケアマネジメント

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当



研修内容

* 給付適正化事業について

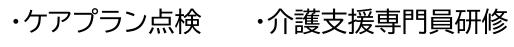
* ケアマネジメントに関する留意事項

* 総務・給付担当からのお知らせ

給付適正化事業

●給付適正化の基本的な考え方

「受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、 事業者が適切に提供するよう促すこと」 (厚労省「介護給付適正化計画に関する指針」より抜粋)



- ・ケアマネジャーガイドライン
- ・ケアプラン自己点検支援マニュアル など

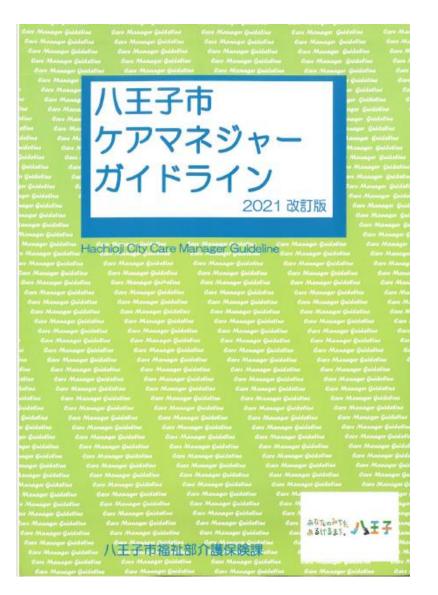
利用者の望む暮らしの実現のための「自立支援に資するケアマネジメント」

給付適正化事業

八王子市の考える「自立支援」 ||

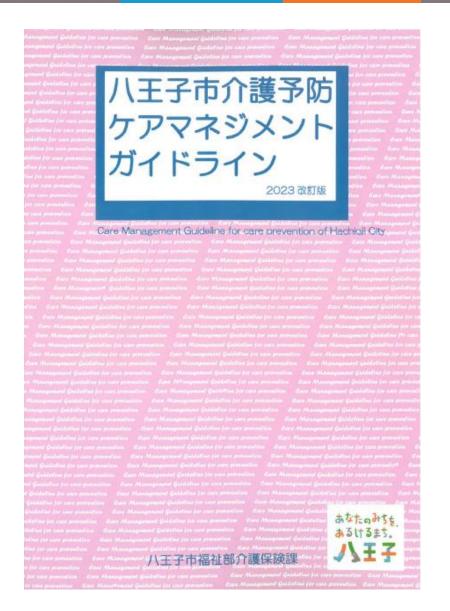
楽しみのある生活の支援

ケアマネジャーガイドライン



- 八王子市とケアマネジャーが共通認 識のもとに業務が行えるよう、 ケアマネジャーが業務を行う上での 基本ルールなどをまとめたもの
- 八王子介護支援専門員連絡協議会、 地域包括支援センター職員とともに 作成・改訂
- 報酬改定の年度に改訂

介護予防ケアマネジメントガイドライン



- 介護予防ケアマネジメントや自立支援・重度化防止についての八王子市の考え方や、ケアマネジメントの実施手順、総合事業のサービスなどをまとめたもの
- 地域包括支援センター職員とともに 作成・改訂

ケアプラン自己点検支援マニュアル



■ 自立支援の意味や、利用者の状態に 合わせた適切なケアプランの作成方 法の理解を深めるためのテキスト

- ・ ケアプラン自己点検
- ・ 事業所内でのケアプラン点検
- ・ 事業所や地域での研修会

ケアプラン点検

- 1年に30事業所程度
- グループワークによる点検 + 書面による点検
- 市内の居宅介護支援事業所は、3、4年に一度、必ず参加
 - ⇒対象事業所には、個別に通知を送付
 - ※任意参加ではありません
- 主任ケアマネジャーと協働で実施

介護支援専門員研修

- 年10回程度の講座
- 八王子介護支援専門員連絡協議会と協働で実施
- 内容は、ケアプラン点検、医療連携など
- 対面集合形式、リモート形式による実施を組み合わせ、

効果的に受講機会の確保を図る

研修内容

* 給付適正化事業について

* ケアマネジメントに関する留意事項

* 総務・給付担当からのお知らせ

①同居家族がいる場合の生活援助

- 同居家族等(同一敷地内に住んでいる家族等を含む。)がいる場合、 原則として利用できません。
- ただし、利用者のできること、できないこと、家族等の状況(障害や疾病、仕事、学校、介護負担)等をアセスメントし、利用者の目標を実現するために必要なサービスを検討した結果、生活援助が最適なサービスであれば、生活援助のサービスを利用することも可能です。
- 同居家族等の有無のみを判断基準として、介護給付の支給の可否を 一律機械的に判断しないようにしてください。

①同居家族がいる場合の生活援助

■ 給付可能な例

- ・家族が高齢で筋力が低下していて行うのが難しい家事がある
- ・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある
- ・家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある

同居家族がいる場合の生活援助の介護保険給付の可否について、

<u>介護保険課で、個別のケースの判断することはできません。</u>

個々の利用者や家族等の状況をしっかりとアセスメントしたうえで、

ケアプランに位置づけ、最終的なサービス導入の可否はサービス担当者

会議で判断してください。

※導入に至った理由を、ケアプラン第1表や支援経過に必ず記載してください。

- 毎月の請求について、国保連の審査の結果、エラーとなり請求が通らない(給付管理票、または請求明細書が返戻になる)場合があります。
- 返戻となった場合には、国保連から「返戻一覧表」が送付されます。
- ■「返戻一覧表」には、該当者および返戻となった理由がエラーコードとして記載されていますので、このエラーコードを参考に、返戻となった給付管理票、請求明細書を修正し、翌月以降に再提出します。

※ エラーには様々なものがありますが、代表的なエラーについて 次のページで紹介します。

【代表的なエラー】

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P177・178から抜粋

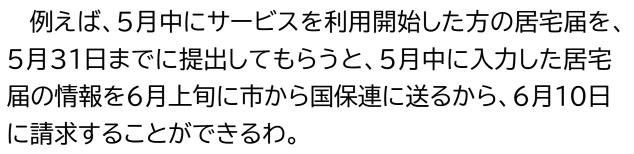
エラーコード	概要	内容・対処方法
12P4 12P5	居宅サービス計画作成依頼(変更) 届出書に関するエラー	請求をする月の <u>前月まで</u> に居宅届の提出がされていない場合に出るエラーです。 ※提出が請求と同月の場合は翌月以降に再度、請求をしてください。
12PA	区分変更申請に関するエラー	利用者が 区分変更申請をしている状態 で請求した場合に出るエラーです。 ※ <u>介護度が確定した月の翌月</u> に再度、請求をしてください。
12SA ASSA	負担割合に関するエラー	利用者の <u>負担割合</u> が市の受給者台帳と一致しない場合に出るエラーです。 ※負担割合証で正しい負担割合を確認の上、翌月に再度、請求してください。

■ よくある問い合わせ

Q 居宅サービス計画作成(変更)依頼届出書は、 いつまでに提出すれば翌月の請求に間に合 うの?



A 月の最終営業日までに提出のあったものについて、翌 月に請求ができるわ。



郵送で送る際には、月の最終営業日までに介護保険課 に到着している必要があるから、注意してね。



【エラーコード】

その他のエラーコードについては、 「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」 P177~178に一部掲載しています。



- ガイドラインに掲載のないエラーコードや、 エラーの原因が分からない場合は介護保険課 総務・給付担当 (042-620-7459)までお問い合わせください。
- <u>お問い合わせいただく際にはエラーコードをご確認の上、</u> <u>ご連絡いただけるとスムーズに確認ができます。</u>

■ 月額報酬のサービスについて、日割り算定事由に該当した場合は、 日割りで算定します。

【月額報酬となるサービス】

- ❖小規模多機能型居宅介護
- ❖看護小規模多機能型居宅介護
- ◆定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- ❖福祉用具貸与
- ◆介護予防通所リハビリテーション
- ❖予防訪問介護相当(総合事業)
- ❖訪問型サービスA(総合事業)
- ◆予防通所介護相当(総合事業)

■ 日割りの算定事由

<u>居宅サービス・介護予防サービスについて</u>

「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」P207~213



総合事業について

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」P121~123

<u>上記ページに記載されている事由についてのみ、</u> 日割りとなります。



■ よくある問い合わせ

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P124・127から抜粋

Q 要支援認定区分が月途中で変更になった場合、月額包括報酬となっている通所型サービスや訪問型サービスの算定はどうなるの?また、区分変更前(後)にサービス利用の実績がない場合はどうしたらいいの?





A 月途中で要支援認定区分が変更になった場合は、日割り算定になるわ。ただし、要支援認定区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合には、要支援認定区分が変更となった後(前)の報酬区分のみを算定するの。

サービス利用の実績がない区分は算定しないのよ。

Α

■ よくある問い合わせ

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P124・127から抜粋

Q 月途中に訪問型サービスAから予防訪問介護 相当に変更した場合、月額報酬はどうなるの?





訪問型サービスAと予防訪問介護相当では、契約 内容が異なるので、契約の終了日(開始日)での日 割り請求になるわ。

Q 月額包括報酬となっている訪問型サービスや通 所型サービスを利用している人が、月途中で入院 した場合の算定はどうなるの?





A

入院は日割り算定の事由には該当しないから、契約を解除しないかぎり月額包括報酬で算定するのよ。長期間の入院が見込まれる場合は、利用者の負担を考慮して一旦契約を解除することも検討してみてね。

(『平成18年9月4日付 厚生労働省事務連絡「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて」)

- Q 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用しえない月であっても、小規模多機能型居宅介護の算定は可能か。
- A 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービス 利用できないのに利用者負担が生じることについて配慮して、基本的には、一旦契約 を終了すべきである。

④軽微な変更

「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」P.202~

■ 軽微な変更に該当する場合には、アセスメントからケアプランの交付までの一連の業務実施する必要はありません。

- ①サービス提供の曜日変更 ②サービス提供の回数変更
- ③利用者の住所変更 ④事業所の名称変更 ⑤目標期間の延長
- ⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
- ⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更
- ⑧目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更
- 9目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- ⑩担当介護支援専門員の変更

利用者の状況

解決すべき 課題

目標の変化

④軽微な変更

■ 追加項目

⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更

▶ 指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具を、そのまま特定福祉用具販売へ変更する場合には、軽微な変更に該当する場合があるものと考えられます。

④軽微な変更

■ よくある問い合わせ

<u>⑧目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる</u> 事業所変更

- ≪軽微な変更に該当する例≫
- ・ ケアマネジャーが、A事業所から同一法人内のB事業所に異動し、 引き続き利用者をそのまま担当する場合
- 事業所の廃止等で、訪問介護計画作成者であるサービス担当責任者が、 A訪問介護事業所からB訪問介護事業所に移り、引き続き同じ利用者に サービスを提供する場合
- ≪軽微な変更に**該当しない**例≫
- ・ 通所介護事業所が、移転した場合 ⇒ サービス提供環境に変化があるため

研修内容

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項

* 総務・給付担当からのお知らせ

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等の様式変更

	43	生年月日↩					
	*	大・昭 年 月 日↩ 「	Ç				
	居宅サービス計画の作成を依頼(変更)す	 る事業者₽	Ç				
	事業者の事業所名↩ ↩	事業所の所在地⇒ 〒⇒	Ç				
	₽	€7	Ç				
		+²	P				
	事業所 セ ロ	電話番号 () ₽ √	Ç				
	事業所を変更する場合の事由等↩ ※事業	所を変更する場合のみ記入してください。↩ ◆	p				
	和此為原学会	送う塔東世所が対応できなくなった場合に	þ				
	担当の居宅介護支援事業所が対応できなくなった場合に、 被保険者に対する介護サービス提供等に支障をきだすこと						
		引継ぎ先の居宅介護支援事業所に対し、居宅					
		の内容や介護サービスの利用情報を開示する	t)				
	②私は、当該届出提出時に	しない場合、チェックをつけます。↩					
	が代理に被保険者証を受理するこ						
ů		● 「					
_		護支援事業所が対応できなくなった場合に限り、					
	代わりの居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス計画の内容や介護サービスの利用情報						
	● を開示することに同意します。↩						
	ロ 情報開示に同:	意しない(同意しない場合はチェック)↩					
	٠						
	年 月 日↩						
	4						

八王子市HP

URL: https://www.city.hachioji.tokyo.jp/application/004/001/p003719.html

問い合わせ先

■ ケアマネジメント業務・給付の可否(住宅改修・福祉用具購入を除く) 等に関すること

介護保険サービス事業者専用ダイヤル 042-620-7459

※なお、この番号は介護保険サービス事業者専用ダイヤルになりますので、一般 市民には公開しません。

■ 上記以外の介護保険サービス等に関すること

総務·給付担当 042-620-7416

ご清聴ありがとうございました。

あなたのみちを、 あるけるまち。

事 務 連 絡 平成26年4月8日

介護保険施設 居宅介護サービス事業所 地域密着型サービス事業所 御中 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター

介護保険サービス事業者専用ダイヤルの開設について(通知)

八王子市福祉部介護保険課

平素より、本市介護保険行政について御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

本市ではこのたび、介護保険サービス事業者等からの給付に関するお問い合わせを一元的に管理し、利便性向上を図るため「介護保険サービス事業者専用ダイヤル」を開設しました。

つきましては、今後、給付の可否等に関するお問い合わせの際には、下記の同ダイヤルをご活用いただきますようお願いいたします。

なお、お問い合わせの前には必ず、国の報酬基準解釈通知(指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居 宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3月1日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知))や本市発行の「ケアマネジャーガイドラ イン」等で事前に確認いただくとともに、事業所内で意見交換を行い、それでも判断がつかない場合 に、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

受給者台帳や住宅改修費、福祉用具購入費の残高及び利用者負担額の軽減等のお問い合わせに関してはこれまでと同様、給付担当(TEO42-620-7416)へ御連絡ください。

また、お問い合わせの内容によっては、回答にお時間をいただく場合もありますので、あらかじめ 御承知おき願います。

記

【ケアマネジメント業務・給付の可否(住宅改修・福祉用具購入を除く)等に関すること】

○ 八王子市福祉部介護保険課 給付担当<u>(介護保険サービス事業者専用ダイヤル)</u>

電話番号: 042-620-7459 (直通)

<u>※なお、この番号は介護保険サービス事業者専用ダイヤルになりますので、一般市民には公開しません。</u>

【上記以外の介護保険サービス等に関すること】

○ 八王子市福祉部介護保険課 給付担当電話番号: 042-620-7416 (直通)

※ 別紙に各電話番号の取扱い業務の一部を例示しますので参考としてください。

○ 給付担当:介護保険サービス事業者専用ダイヤル 042-620-7459

受付内容

- ① 給付管理に関すること
- ② 返戻・国保連への請求に関すること
- ③ サービス事業者からの給付判断に関すること
- ④ 居宅サービス計画作成依頼(変更)届けに関すること
- ⑤ 介護給付費通知に関すること
- ⑥ ケアプランの作成方法に関すること
- ⑦ ケアプラン自己点検支援に関すること
- ⑧ ケアマネジャーの研修に関すること
- ⑨ ケアマネジメント業務に係る相談に関すること
- ⑩ ケアマネジャーガイドラインの内容に関すること
- ⑪ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出に関すること
- ⑩ 都実施研修の市町村推薦に関すること

○ 給付担当 <u>042-620-7416</u>

受付内容

- ① 住宅改修に関すること
- ② 福祉用具販売に関すること
- ③ 住宅改修費・福祉用具購入費の受領委任払契約に関すること
- ④ 利用者の負担軽減制度に関すること (高額サービス費、高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費(負担限度額)、生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度等)
- ⑤ 過誤申立に関すること

令和 4年(2022年)10月31日

指定居宅介護支援事業所 指定介護予防支援事業所 各指定介護サービス事業所 御中 (月額包括報酬対象事業所のみ)

八王子市福祉部介護保険課

月額包括報酬対象サービスの利用者が入院する場合等の取扱いについて(通知)

平素より介護保険制度にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。 さて、標記の件について、本市では下記のとおり取り扱っておりますので、通知いたします。

記

1 月額包括報酬に係る日割り算定について

月額包括報酬の対象サービスにおける日割り算定事由は、平成30年3月30日付厚生労働省 事務連絡において示されており、利用者が入院した場合であっても、契約解除等の日割り算定事 由に該当しない場合は、月額包括報酬での算定が可能です。

ただし、小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いについては、厚生労働省よりQ&Aが示されていますので、ご留意ください。

平成18年9月4日付 厚生労働省事務連絡

「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A について」

- (問42)入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。
- (答)登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービス利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

2 本市における取扱い

上記 Q&A を踏まえ、月額包括報酬対象事業所においては、利用者に対し、契約が継続している場合はサービス提供の有無にかかわらず利用者負担が発生することなどについて、丁寧な説明をしていただくようお願いします。

特に、入院時や要介護認定区分変更申請時は、以下のことに留意してください。

(1)入院時

- ・入院中であっても、入院前と変わらず利用者負担が発生することについて、その金額を含め 説明した上で、契約を継続するか否か利用者の意向を確認すること。
- ・入院が長期に及ぶ場合は、介護事業者から利用者に対し契約解除を提案するなど、利用者負担に配慮すること。

(2)要介護認定区分変更申請時

・区分変更申請中は利用者負担額を請求することが出来ず、認定結果決定後にまとめて利用者 負担額を請求することや、介護度別の利用者負担額について、利用者に対して丁寧な説明を 行うこと。

3 本通知に関する問い合わせ先

八王子市福祉部介護保険課総務·給付担当 tel:042-620-7416 fax:042-620-7418

介護保険の

福祉用具と住宅改修

~住環境整備のためのアセスメント~

八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当

研修内容

1. 福祉用具や住宅改修の必要性	P. 3
2. 福祉用具貸与について	P. 8
3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点	P.11
4. 特定福祉用具購入について	P.15
5. 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制	P.17
6. 福祉用具サービス計画の活用	P.22
7. 住宅改修の留意点	P.24
8. 住環境整備のためのアセスメントについて	P.32
9. 基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで	P.36
10.介護保険以外の住宅改修制度	P.45
11.資料の紹介	P.47

1. 福祉用具や住宅改修の必要性

介護が必要になった人にとって、日々の生活を過ごす住環境を整えることは、 とても大切なことです。

身体機能に適した福祉用具を利用する 残存機能を充分に生かすことができるように住宅を改修する



利用者が望む生活を実現する

住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくために、住環境の整備は欠かせないものです。

住宅・土地状況調査 平成30年(2018年)の結果から

- 市内の住宅で、高齢者等のための設備がある住宅は約半数。
 - 手すり
 - またぎやすい高さの浴槽
 - 車いすで通行可能な通路幅
 - 段差のない屋内
 - 道路から玄関まで車いすで通行可能
- この中で最も多いのは、手すり。階段、浴室、トイレ、玄関の順。
- ただし、一人一人の身体状況にあった形状や場所というわけではありません。

- ・八王子市の住宅施策で重要と思われること (2020年 住まいに関する意識調査の集計)
 - 1位 耐震化に対する補助
 - 2位 住宅の長寿命化のためのリフォーム支援
 - 3位 バリアフリー化改修への補助
 - 65歳以上の階層では、バリアフリー化改修への補助がさらに高い割合となっています。

これらのことから、福祉用具や住宅改修の必要性が高いことが、 わかるのではないでしょうか。 高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(H31.3月)

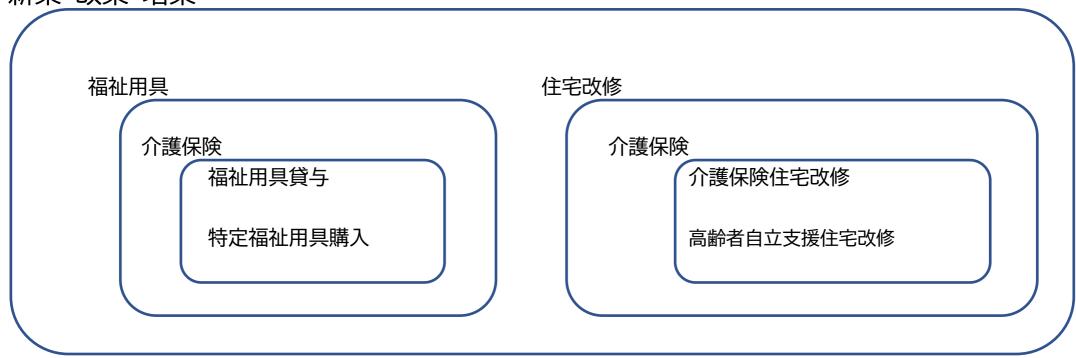
- 「高齢期」とは? 65~74歳のいわゆる「アクティブシニア」といわれる世代 50~64歳のいわゆる「プレシニア」といわれる世代
- 専門家(建築士など)が、必要に応じて医療・介護等の専門家の知見も得て、 個々の高齢者に応じた最適な住まいや住まい方の提案を行う。
- 介護が必要になってからも暮らせる「住まい」を目指す。
 高齢期の生活に必要な住宅性能を確保し、介護が必要となっても軽微な対応(介護保険の適用による手すりの設置や福祉用具等の使用)により暮らしつづけられる「住まい」

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07 hh 000202.html

住環境整備

新築·改築·増築



介護保険の福祉用具サービスや住宅改修は、住環境整備の一部です。 高齢者に必要なものが、全て対象になるわけではありません。

2. 福祉用具貸与について

- ・ 利用者の自立支援と介護者の負担軽減のため
- 身体状況に合った福祉用具を使用するため、交換できるように 貸与が原則。
- チェックポイント
- 口使う人の身体に合っていますか?
- 口本人や介護者が無理なく操作できますか?
- 口今のままの住居の中で使えますか?

福祉用具の衛生管理シルバーサービス振興会ホームページより引用

回収 使用済みのレンタル商品を専用車輌で回収



点検 部品の破損・欠落チェック、感染危惧商品の分離等





洗浄 マットレスは丸洗い洗浄で内部の汚れを洗浄



消毒 電解水・ガスなどで徹底的な殺菌・消毒(写真はホルマリンガスでの消毒)





保守点検 作動確認、検針器による異物の混入のチェック



保管・納品 ビニールに梱包し、回収した商品とは別に保管 次のお客様にお届けするまで、清潔な状態で保管





消毒の各工程の履歴管理 バーコード管理などにより、商品の流通状況等を管理

管理されている主な項目

搬入·搬出日

商品が特定できる記号など

消毒作業を行った年月日時、作業担当者

作業消毒設備・装置、使用消毒薬など



3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点

【1】主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。 主治医の所見を求める際には、どのような心身の状態で、当該用具の 貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過(第5表または E表)に記録してください。



【2】サービス担当者会議の開催

主治医の所見にもとづき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。

必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

【3】直近の基本調査(認定調査票)で別紙1の「届出必要」に該当する状態像であるか確認。

(八王子市ケアマネジャーガイドライン2021改訂版P90~92参照)

【4】市へ関係書類の提出

 \downarrow

【5】給付可否の連絡。

市から電話で、担当ケアマネジャーに連絡をします。ケアマネジャーは その結果を支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【6】貸与開始

車いす(電動車いすを除く)と移動用リフト(昇降座いす、立ち上がり 補助いすを除く)の場合

主治医から「車いす(または移動用リフト)が必要である」との意見 をもらう

> → 担当者会議を行う → ケアプランに位置付け、貸与開始

市への届け出は不要です。 それ以外は、他の福祉用具の軽度者貸与の手順と同じです。 • 再度の軽度者申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、市の確認 を受けてください。

- 1. 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
- 2. 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

4. 特定福祉用具購入について

- 入浴やトイレで使う福祉用具は、レンタルではなく購入対象になっています。
- 他人が使用したものを再利用することには、抵抗感があるためです。
- 指定を受けた福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具サービス計画を作成し、利用者に説明して販売を行います。
- ・支給限度基準額は1年間に10万円(毎年4月から1年間)
- ・同一品目の再購入は原則できません。
- 身体状況の変化や、破損による再購入は、事前に介護保険課へ ご相談ください。
- 支給限度基準額や購入歴は介護保険課でお答えしています。

浴槽台(浴槽内いす)

- ・浴槽内に置いて利用することが、要件です。
- 浴槽をまたぐときの踏み台にすることは、転倒する危険があるため 認められません。

浴室内すのこ

- ・ 浴室入口の段差だけでなく、浴槽をまたぐ高さにも考慮が必要です。
- 段差解消のための福祉用具です。転倒や踏み外しを防ぐため、浴室の 洗い場全体に敷く必要があります。

5. 福祉用具貸与と特定福祉用具購入の選択制

令和6年4月1日より、一部の福祉用具に関して、貸与と購入の選択制が 導入されました。

【選択制の対象となる福祉用具の種目・種類】

○固定用スロープ

〇歩行器(歩行車を除く)

例

品名:インタースロープ50 111cm幅

メーカー:株式会社モルテン





例

品名:アルコー10型M

メーカー:株式会社星光医療器製作所

〇単点杖

(対象はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチのみ)

【ロフストランド・クラッチ】

例

品名:エルゴグリフクラッチ・クローズドカフ

メーカー:プロト・ワン有限会社



【プラットホーム・クラッチ】

例

品名:プラットホーム・クラッチ メーカー:日進医療器株式会社



※カナディアン・クラッチはロフストランド・クラッチに類似しているもので、上腕三頭筋と脇で脇当てを挟み体重を支持しますが、現在はあまり見られません。

○多点杖



例

品名:マグネシウム4点杖

メーカー:フジホーム株式会社

※福祉用具の写真は公益財団法人テクノエイド協会ホームページより引用

【利用者への説明・提案】

- 利用者に貸与又は購入の選択が可能であることを説明します。
- ・ 貸与・購入それぞれのメリット及びデメリット等必要な情報を提供し、福祉用具専門相談員と 連携して**提案**を行います。

貸与・購入選択制対象福祉用具の提案を行う際の注意点 提案に際しては下記の点を踏まえて行ってください。

- 利用者へのアセスメント
- 福祉用具専門相談員や医師・リハビリテーション専門職等の意見
- 退院・退所前カンファレンス
- サービス担当者会議等

なお、医師の意見については、主治医意見書や診療情報提供書等に福祉 用具に関する記載がない場合で、その他の情報により必要な情報が得ら れているのであれば、必ずしも要しません。

選択制対象福祉用具の購入申請を行う際の注意点

購入の申請については、以下の点にご注意ください。

- 貸与が可能なことを利用者本人に説明し、自身の心身の状況等も勘 案した上で購入を選択してもらっている。
- 複数個購入する場合は、客観的な理由がある。
- 貸与していた用具を購入に切り替える場合、貸与期間が購入日以前に終了している。
- 新品である(中古品の購入は原則として想定されていない)。

6. 福祉用具サービス計画の活用

	ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)									管理番号			
									作成日				
										福祉用具 専門相談員名			
フリガナ				性別	生年	月日	年齢	要介護度	Ē		認定期	間	
利用者名			様		M·T·S	年月日					~		
住所				£						TEL			
居宅介護支援事	業所								担	当ケアマネジャー			
相談内	I容	相談者	-			利	用者との続柄			相談日			
			\$:						
ケアマネ ジャーとの 相談記録												5	・アマネジャー との相談日
身体も	状況•AD	L (ź	Ŧ	月)現在	Ę	疾病						
身長		cm	体重		k	E .	森痺・筋力・	低下					
寝返り	ロ つかまらな でできる	い _□ 何か	につかま _ロ できる	一部介助	□ できない		害日常生活						
起き上がり	っ つかまらな でできる	" れば	ලපත	一部介助	□ できない	認知	症の日常生	活自立度					
立ち上がり	ロ かまらな でできる	い の何か れば	につかま できる	一部介助	口できない		特記事項	頁					
移乗	ロ 自立 (介助なし)	□ 見守		一部介助	□ 全介助	j î	護環境						
座位	ロできる	□ 自分 えれ	の手で支 ばできる	支えてもらえ ればできる	□ できない	家族	構成/主介護者	ŧ					
屋内歩行	つかまらなりでできる		できる	一部介助	□ できない		カサ ービス						
屋外歩行	ロつかまらな	いで ロ 何か れば	につかま できる	一部介助	□できない	7	利用状況						
移動	自立 (介助なし)	□ 見守	り等 ロ	一部介助	□ 全介助		用している 冨祉用具						
排泄	ロ 自立 (介助なし)	□ 見守	り等 □	一部介助	□ 全介助								
入浴	自立 (介助なし)	□ 見守	り等 ロ	一部介助	□ 全介助	1	持記事項						
食事	自立 (介助なし)	□ 見守	り等ロ	一部介助	□ 全介助	意名	枚•意向等		きか	ら確認できた	□対⊞	きから確認	8できなかった
更衣	ロ 自立 (介助なし)	□ 見守	J等 ロ	一部介助	□ 全介助	利用	者の意欲・減	_			14/61		
意思の伝達	□ 意思を他者 伝達できる		どき伝達で _ロ	ほとんど伝達 できない	□ 伝達できな	向.今 と(福	困っている	二 明					
視覚・聴覚						待す	ることなど)					
居宅サ	ービス計	画								住環	境		
利用者及び領族の生活に対する意向										□戸建□集合(エレ	主宅 (ベーター 例: 段差の	階 □ 有 の有無な	- 無)
援助方針													

ઢ	くせん 福祉用身	具サービス	計画書	選定提	室)		管理番 説明日 説明担	号 日				
フリガナ	-	性別	生年月日	1	年齡	要介護度			認定期	H		
利用者	the state of the s	様 M·T·S	年	月 日			年	月	日 ~	年	月	H
居宅介: 支援事業	所					担当ケア	マネジャー					_
*		1	福祉用具が	必要な理由	1(X)							
												_
												_
貸-	与を提案する福祉用具								(枚)
(※)との	種目	貸与価格(円)								【説明 カタ	ログ	採
対応	提案品目(商品名)	全国平均	-		提案する	5理由				Web/		否
	機種(型式)/TAISコード	貸与価格(円)								実物)等	10
												t
												┝
			1									
			-									
												Г
												T
												H
												\vdash
			1									
												L
	1	l	1									1

	ふくt	せん 福祉用	具サー	ビス計	画書(利用	計	画)	管	理番号				
7	フリガナ			性別	生	年月日		年齢	要介護度			認定期間	all .	
利	用者名			様	M·T·S	年月	月日					~		
居	宅介護			I						担当ケアマ	アネジャー			
支	援事業所				000000000	000000					1-1-1-1-1-1-1		00000000	
	生活	全般の解決すべ (福祉用具が必要		- x				Ť	富祉用具	利用目	標			
	<u> </u>													
	译定提	社用具(レンタル	,・販売)	<u>,</u>]								(杉
		品目	単位数					,	選定理由			`		- 12
		機種(型式)						E	选此理田					
1														
_														
2														
3														
_														
4														
(5)														
•														
6			-											
7														
_			8 8 8 8											
8				1										
571														
留意														
事項														
		貸与の候補となる ました。	6福祉用具の	の全国平均	貸与価格	各等の	説明	E	1付			年	月	E
	#1 14	色にの紀據した2	6機能や価料	各の異なる	複数の複	福祉用:	具の	ą	医名					印
	#L I+	員子の候補となる 受けました。 福祉用具サービス	ス計画の内容	容について	説明を受	そけ、は	容		代筆者名	(印
	に回思	し、計画書の交付	すを受けまし	<i>t</i> =。			101	用具専門		(H
	業所名					TE	_	田具専門	相談員		FAX			
							- 1							

福祉用具サービス計画

福祉用具専門相談員から、利用者だけではなく、担当ケアマネジャーにも交付することが義務化されています。 福祉用具専門相談員との連携に、活用してください。

7. 住宅改修の留意点

介護保険制度における住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ・手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの。
- ・本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限られます。
 - →老朽化や破損箇所の修理は対象にはなりません。
- ・支給限度基準額は20万円。
- ・例外なく、被保険者証の住所の住宅のみ対象となります。
- ・最初の住宅改修着工日から、介護度が著しく重くなった場合は、再度支給限度基準額が20万円になります。この例外は1回だけ適用されます。

3段階リセット

- 要支援1 → 要介護3から5
- 要支援2·要介護1 → 要介護4·5
- 要介護2 → 要介護5
 - ※要支援2と要介護1は同じ段階ですので、ご注意ください。

転居リセット

支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合は転居後の住宅について、再度支給限度基準額が20万円になります。

- 介護保険住宅改修の対象
 - 1 手すり 2 段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取換え等
 - 5 和式便器から洋式便器への交換
- 例外なく、工事前の申請が必要です。
- 市と契約している受領委任業者に限らず、一般の工務店に依頼 することができます。書類の作成や申請については、介護保険 課総務・給付担当からご案内しますので、早めにご連絡ください。
- ・本人や家族が施工する場合も、必要書類は同じです。材料費のみの支給となります。見積の根拠として、ネット通販の画面、ホームセンターでの商品と価格表示の写真等が必要です。

住宅改修の事前申請書類(住宅改修の手引きから抜粋)

- ①申請書 償還払い又は受領委任払いのいずれかを選択してください。
- ②理由書 ケアマネジャー等が作成したもの です。
- ③見積書 本人フルネーム

改修箇所、改修種類ごとに番号を付け、材料費・施工費・諸経費に分けて記入します。材料費は、メーカー名・品番・寸法・ 面積・数量・単価等を明記してください。

なお、諸経費に設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象にはなりません。

また、介護保険の住宅改修費の支給対象にならない工事と同時に施工する場合でも、複数の見積書を作成する必要はありませんが、その場合は介護保険対象分とそれ以外を区分し、工事費内訳書等により算出方法を明示してください。

④図面 改修前・後の図面(平面図と、展開図または立面図または断面図など)平面図には設置場所を明記し、本人の動線がわかるようにしてください。

屋外工事の場合、改修場所だけでなく、玄関・駐車場・道路等の位置もわかるようにしてください。 展開図(立面図または断面図)には高さや長さを表示してください。

- ⑤事前写真 改修前の状況がわかる写真(日付入り)を添付します。
できるだけ全体の様子がわかるように撮影し、施工位置の高さ等が確認できるようにします。
- ⑥ 承諾書 改修する住宅が利用者本人の所有ではない場合に必要です。また、共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要 です。

覚えていると便利です

- ・階段の片側に手すりを設置する場合は、降りるときの利き手側に付けます。
- 手すりの端部は、壁側または下側に曲げて設置します。衣類の袖口をひっかけないためです。
- ・車いすのためのスロープは、自走式の場合は、屋内では高低差/水平距離が 1/12、屋外では1/15が望ましいとされています。他走式の場合は介助者 にもよりますが、建築基準法では最低でも1/8以下と定められています。

お願い

- 特定福祉用具や住宅改修の履歴を確認をお願いします。以前のケアマネジャーが担当していた頃や、他社の実績を把握していないことがあります。電話で結構ですので、お問い合わせください。
- 特定福祉用具や住宅改修の実績は、基本情報や、居宅サービス計画第3表の週単位以外のサービス、支援経過に記録してください。

屋内の階段手すりの例

- ①手すり
- ②手すり端部(エンド) 壁側または下側に向ける部材を使います。
- ③階段前後の水平部分にも、手すりを200mm以上伸ばすと、 昇り降りしやすいです。

④ジョイント

向きを変えるときは、手すり棒をカットし、ジョイントでつなぎます。ジョイントだけの部材は壁に固定できないので、両側に受け金具(ブラケット)が必要です。

また、補強板のつなぎ目にかからなければ、フレキシブル ブラケットを取り付けることができます(両側のブラケットは 不要)。

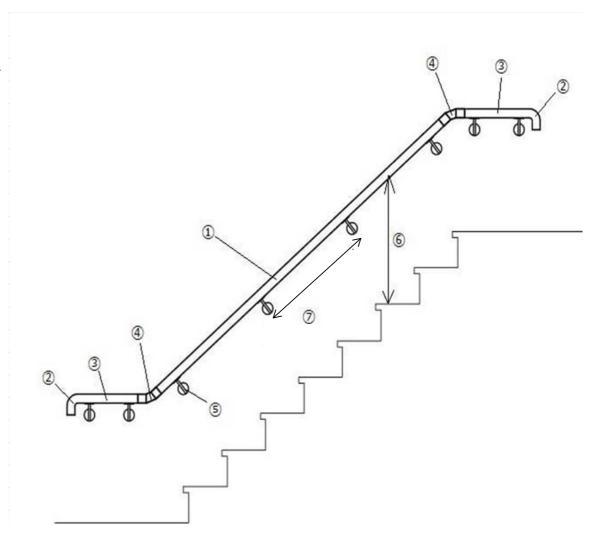
⑤受け金具(ブラケット)

壁の内側の柱・間柱に取り付けます。柱・間柱のないところに受け金具を付けるには、補強板を取り付けます。

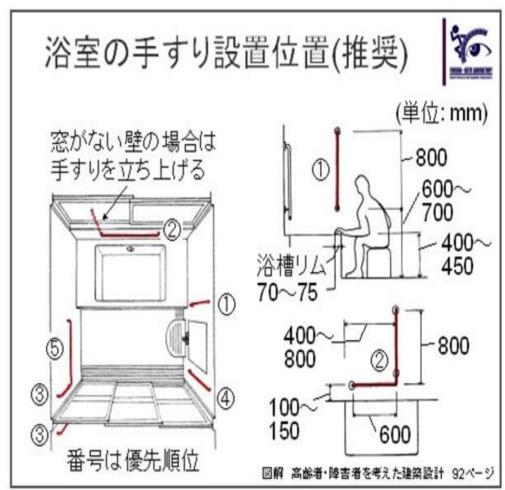
⑥手すりの高さ

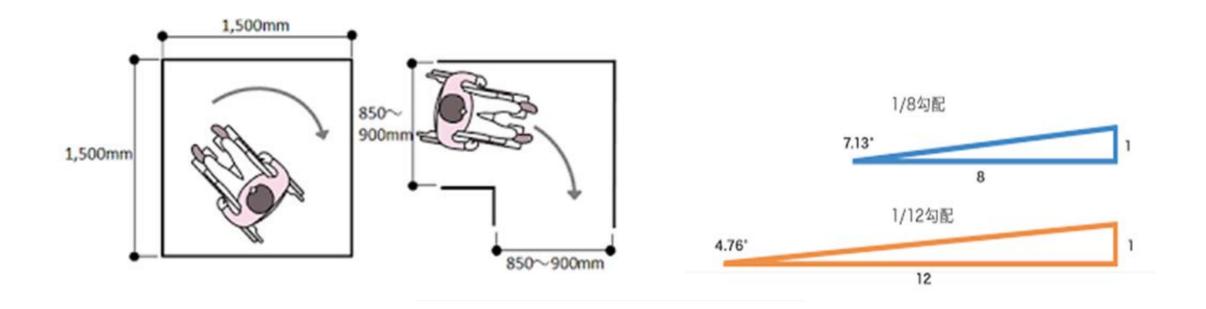
一般的には踏面の先端から700~900mmの高さとされていますが、利用者の身体状況に合わせる必要があります。腕をまっすぐに下したときの、手首の位置が目安になります。 ⑦受け金具(ブラケット)の間隔

安全を確保するため、メーカーの施工基準に基づき、 取り付けます。











8. 住環境整備のためのアセスメントについて



		善しようとしている 舌動作	具体的な困難な	状況を記入してく	ださい	改修の種類	改修の内容	見積・図面 改修番号	改修の 目的・効果	
		トイレまでの移動				12345 ABC			口出来なかったこと を出来るように	
		トイレ出入口の出入り (扉の開閉含む)				1 2 3 4 5 A B C			口転倒等の防止、 安全の確保	
		便座への着座・車いす 等からの移乗				12345 ABC			- 口動作の容易性の 確保	
排泄		衣服の着脱				12345 ABC			□利用者の精神的 負担や不安の軽減	
/IE		排泄時の姿勢保持				12345 ABC			口介護者の負担軽	
		後始末				12345 ABC			- 滅 □その他	
		その他 ()				12345 ABC			,	
		浴室までの移動				12345 ABC			口出来なかったこと を出来るように	
		衣服の着脱				12345 ABC			口転倒等の防止、 安全の確保	
		浴室出入口の出入り (扉の開閉含む)				12345 ABC			口動作の容易性の 確保	
入		浴室内での移動				12345 ABC			□利用者の精神的 負担や不安の軽減	
浴		浴槽の出入り				12345 ABC			□介護者の負担軽 - 滅	
		洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む)				12345 ABC			口その他	
		浴槽内での姿勢保持				12345 ABC			`	
		その他 ()				12345 ABC				
		出入口までの屋内移 動				12345 ABC			口出来なかったこと を出来るように	
		上がりかまちの昇降				12345 ABC			口転倒等の防止、 安全の確保	
		車いす等、装具の着 脱				12345 ABC			□動作の容易性の 確保	
外出		履物の着脱				12345 ABC			- □利用者の精神的 負担や不安の軽減	
ш		出入口の出入り (扉の開閉含む)				12345 ABC			□介護者の負担軽	
		出入口から敷地外まで の屋外移動				12345 ABC			- 滅 □その他	
		その他 ()				12345 ABC			`	
	0					12345 ABC			ロ出来なかったことを 出来るように ロ転側等の防止、安	
その他						12345 ABC			全の確保 口動作の容易性の 確保 口利用者の精神的	
iei						12345 ABC			負担や不安の経済 ロ介護者の負担経 減 ロその他()	
=		介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修・高齢者自立支援住宅改修(住宅改修給付) 高齢者自立支援住宅改修(住								
女能 重難	<u></u> ග	1 手すりの設置	2 段差の解消	3 床材の変更	4 扉の取替え等	5 便器の取替え	A 浴槽の取替え	B 流し、洗面台 の取替え	C 便器の洋式化	
女修 竹容	(O)	縦手すり 種手すり L型手すり	敷居の撤去 スローブ設置 踏台の設置	滑9防止 移動の円滑化	引き戸へ 折り戸へ ドアノブの変更	和式的的洋式へ	治槽の取替え	流し 洗面台	和式协ら洋式へ	
		屋外手すり	かさ上げ	等	戸車の設置 等	等	等	<u> </u>	* *	

住宅改修の相談・依頼 介護支援専門員等が、利用者の身体状況や要望などの相談を受けます。

 \downarrow

改修内容の整理・検討
利用者のADLをチェックし、住宅改修の必要性を検討します。

住宅改修が必要な理由が明らかになります。

※主治医やリハビリ専門職等の意見があれば反映させる必要があります。



 \downarrow

「住宅改修が必要な理由書」の作成

住宅改修事業者の選定と工事内容の検討

 \downarrow

介護保険の対象外の工事と同時に施工する場合は、介護保険対象分と それ以外とを分けて、工事費内訳書等で算出方法を明示してください。

償還払いと受領委任払いのほかには、業者選定に制限はありません。

事前申請 認定申請中や入院中でも申請できます。事前申請の確認が済めば、着工できます。

 \downarrow

工事の実施、現地確認、完了届提出

 \downarrow

モニタリング

工事内容が事前申請と変わる場合には、市にご相談ください。

理由書作成者は、工事後に利用者宅を訪問し、動作確認をしてください。

認定申請中や入院中だった場合は、現地確認と完了届の提出は、認定が出て

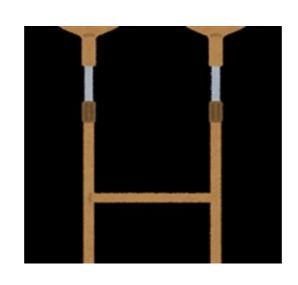
から、退院してからとなります。

住宅改修が必要な理由書の作成について

- ・改修する場所や位置は、利用者本人の身体状況、生活動線や動作パターンをよく考えて決定しましょう。
- ・改修した後で使いづらいことに気づくこともあります。できる限り本人立会いの うえで実際に位置を合わせることが大切です。
- ・利用者や家族の希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。
- ・なお、利用者と家族の希望も必ずしも一致するとは限りません。改修前の十分な調整が必要です。
- ・介護保険の住宅改修では小規模な工事しかできないとはいえ、それでも住宅の形状は 変わります。

- ・改修後に状況が変化して不必要になってしまっても、通常は取り外すときにも費用が かかりますし、その費用は介護保険からは支給できません。
- ・賃貸住宅で住宅改修を行う場合は、退去時の原状復帰を条件とされる場合があります。
- ・福祉用具貸与の手すりやスロープは、床や壁に固定しないため安定度では住宅改修に 劣ることもありますが、状況に合わせた着脱が容易という利点があります。 例えば、今後、室内でも車椅子を利用することが予測されるような場合は、手すりが邪魔 になることもあり得ますので、慎重に検討することが大切です。







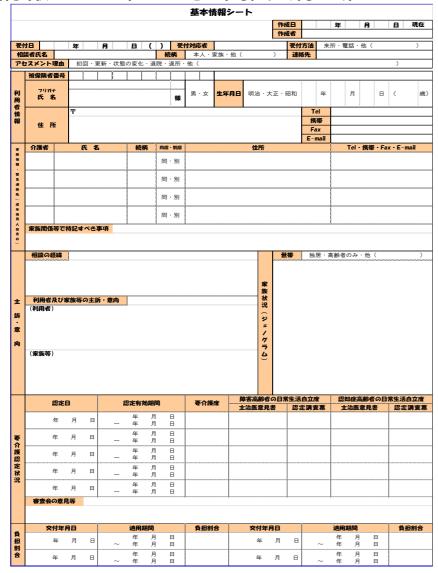
9.基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで

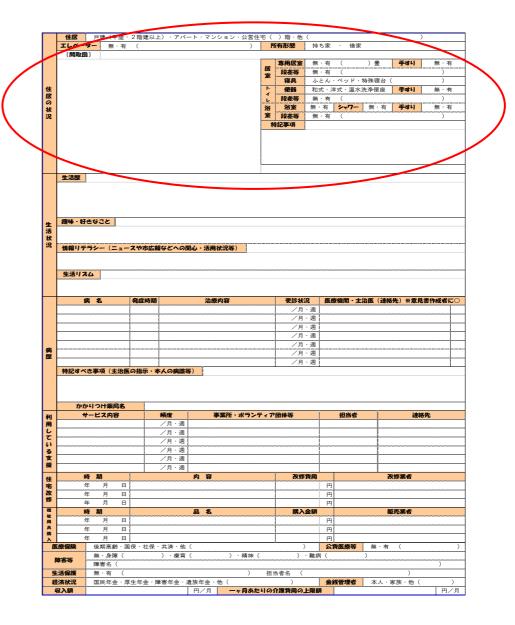
- P.32の「住宅改修が必要な理由書」をいきなり書こうとするのは、大変です。
- 基本情報をP38からの「住居状況チェックシート」に書いてみましょう。
- P.39左上の表から、利用者が該当する状態像を選びます。
- P.41からの状態像別チェックシートで、福祉用具や住宅改修の検討をします。
- P.39右側からの欄を使って、福祉用具や住宅改修の種類や場所を決めます。
- 全部を埋める必要はありませんので、理由書の下書きとしてお使いください。

(参考)ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具

テクノエイド協会編 2021年中央法規

基本情報シート(八王子市推奨様式)





住居状況チェックシート

住居状況チェックシート

※提出する書類ではありません。福祉用具・住宅改修を検討する際に活用してください。

当てはまる項目に○・()に記入

被保険者氏名 様

被保険者氏名	<u>ŧ</u>
身体状況と日常生活動作	
食事	
1.自立 2.見守り	
3.一部介助 4.全介助	
具体的な方法・機器()
排泄	
排尿	排便
1.自立 2.見守り	1.自立 2.見守り
3.一部介助 4.全介助	3.一部介助 4.全介助
日中	
1.トイレ 2.ポータブルトイレ 3.尿器	4.おむつ 5.留置カテーテル
夜間	
1.トイレ 2.ポータブルトイレ 3.尿器	4.おむつ 5.留置カテーテル
失禁	
1.あり 2.なし	
入浴	
1.自立 2.見守り	
3.一部介助 4.全介助	
具体的な方法・機器()
更衣·整容	
1.自立 2.見守り	
3.一部介助 4.全介助	
具体的な方法・機器()
寝返り	寝た姿勢からの起き上がり
1.何も使わずに一人でできる	1.何も使わずに一人でできる
2.道具を使えば一人でできる	2.道具を使えば一人でできる
3.介助が必要	3.介助が必要
いすなどに座る	
1.数分間でも一人で座っていられる	
2.背もたれなどがあれば、数分間一人で座	っていられる
3.座っていられない	

いす				
	1.杖などを使わずに立つことができる			
	2.杖を使ったり、つかまるところがあれば立てる			
	3.介助が必要			
	4.立つことはできない			
歩行	-			
	1.一人で歩ける			
	2.一人で歩けるが、、危険がないか見守ってもらう必要がある			
	3.歩行には介助が必要			
	4.歩行はできない			
	手摺の使用 1.あり(種類)	2.なし	
	杖や歩行器の使用 1.あり(種類)	2.なし	
	超えられる段差 (cm)			
階段	を上がる			
	1.一人で上がれる			
	2.一人で上がれるが、、危険がないか見守ってもらう必要がある			
	3.階段歩行には、介助が必要			
	4.階段歩行はできない			
	手摺の使用 1.あり(種類)	2.なし	
	杖や歩行器の使用 1.あり(種類)	2.なし	
車い	すを使用している場合			
	1.屋外を自力走行できる			
	2.室内だけなら自力で走行できる			
	3.移動には、介助が必要			
台な	どへの乗り移り動作			
	1.一人でできる			
	乗り移り可能な台の高さ cm			
	(車いす座面からの高さ cm)			
	2.できない			
その	他の移動方法(該当する場合記入)			
	1.這って移動			
	2.座り姿勢のままで移動			
	3.あお向けのままで移動			
調理	・片付け			
	1.自立 2.見守り			
	3.一部介助 4.全介助			
	具体的な方法・機器()	



レベル I ~IVまでの各シートを参照してください

上記チェック項目からどの状態像に当てはまりますか?

レベル I 歩行に軽度の困難

生活自立(ランクJ)

何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

- 1. 交通機関等を利用して外出する
- 2. 隣近所へなら外出する

レベルⅡ 歩行に重度の困難

準寝たきり(ランクA)

屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない

- 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。
- 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。

レベルⅢ 座位・寝返り可能だが車いす利用

寝たきり(ランクB)

屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ

- 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
- 2. 介助により車いすに移乗する

レベルIV ほぼ全介助で車いす利用

寝たきり(ランクC)

1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

- 1. 自力で寝返りをうつ
- 2. 自力では寝返りもうてない



住環境の問題

- 1.なし
- 2.あり

福祉用具・住宅改修の希望場所と内容(レベル別のシートをもとに記入)

浴室・脱衣室	
内容	手すり(住宅改修による取り付け)
	手すり(特定福祉用具)
	すりが(特定価性用具)
	,
	入浴台
	浴槽内いす
	シャワーチェア
	シャワーキャリー
	介助ベルト
	リフト
	洗い場のかさ上げ、滑り防止
	浴槽交換
	その他
トイレ	<u> </u>
内容	手すり(住宅改修による取り付け)
	手すり(レンタル)
	開口幅の拡大・建具交換
	敷居段差の解消
	据置式洋式便座
	補高便座
	和式便器を洋式便器へ交換
	ポータブルトイレ(特定福祉用具)
	その他
	CONE
内 容	手すり、踏み台(住宅改修による取り付け)
	手すり(レンタル)
	開口幅の拡大・建具交換
	あがりかまち段差の解消
	スロープ設置(福祉用具貸与)
	スロープ設置(住宅改修)
	その他

玄関等~屋外	
内容	出入口部分段差の解消 スロープ設置(福祉用具貸与) スロープ設置(住宅改修) ステップ台(住宅改修) 段差解消機 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 通路面の滑り防止 階段の滑り止めテープ・シート その他
 居室・寝室	
内容	出入口部分段差の解消 スロープ設置 敷居撤去、レール取り換え等 建具等交換、吊元の変更 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 移動用リフト その他
階段	
内 容	手すり(住宅改修による取り付け) 滑り止めテープ(住宅改修) その他
その他	

以下は住宅改修で使用

ST 10E 34 5 CM
施工業者
見積額
)万円
1 家族·全額自費
2 被保険者本人 → 介護保険を使う場合、本人あての見積書、工事後の領収書が必要
住宅の持ち主
1 被保険者本人
2 本人以外 → 承諾書が必要
共有の場合、本人以外の所有者の承諾書が必要
介護保険住宅改修の残額 負担割合
()円 ()割
介護保険以外の補助制度
住宅改修により日常生活をどう変えたいか
特記事項

状態像別チェックシート レベル I 歩行に軽度の困難がある

		レベル
Ŀ	上活機能	レベル I 歩行に軽度の困難
	障害高齢 者の日常 生活自立	生活自立(ランクJ)
状		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
態		1. 交通機関等を利用して外出する
像	度	2. 隣近所へなら外出する
		・活動的な生活の維持
+ #	爰の基本的	・屋内外での転倒予防
×1/	な方針	・膝、腰の負担軽減、痛みの発生を抑える
		・身の回りの工夫
		布団や床からの立ち上がり
起		
居	課題	
•		
移 乗	検討する	床置き式手すり
//	福祉用具 等	
	7	 屋内歩行における転倒防止
		外出の際の動作補助、転倒防止
	課題	
移 動		
判	検討する	一本杖・歩行補助つえ、シルバーカー
	福祉用具	階段の手すり 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更
	等	A SAME OF THE PROPERTY AND SOCIETY OF THE PROPERTY OF THE PROP
		軽度失禁への対応
	課題	夜間のトイレ移動の安全確保 和式便器の洋式化
排	₩/V-C	The Vicinity of the Control of the C
泄		 パンツタイプの紙おむつなど
	検討する	階段の手すり(住宅改修)
	福祉用具 等	集尿器
	4	便器の交換(住宅改修)
	課題	転倒防止 浴槽への出入り
	水咫	
入		浴槽用手すり
浴	検討する	出入口や壁への手すり取付(住宅改修) シャワーチェア、入浴台
	福祉用具 等	ンヤリーナエア、人俗台 浴槽内の滑り止めマット
	7	洗い場の床材変更(住宅改修)

レベ	ル I 「歩行に軽度の困難」歩行はできるが段差など一部の動作に不安
浴室	·脱衣室
	・浴槽の縁に手をついたり、遠くの壁や窓枠に手を伸ばして、ふらついたりしていませんか?
	・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか?
	・浴室の床や浴槽の底が滑りやすく、不安を感じてはいませんか?
トイレ	,
	・和式トイレで、ひざや腰の負担を我慢していませんか?
	・便座からの立ち上がりのときに、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか?
	・夜間のトイレ移動で、ふらつくことはありませんか?
	・くしゃみをしたときに、尿がもれるようなことはありませんか?
居室	·寝室
	・布団からの起き上がりや、床からの立ち上がりで、膝が痛むなど負担はありませんか?
	・移動するとき、動線上に座布団や新聞紙など、つまづいたり、滑りやすいものが置かれて
	いませんか?
階段	
	・階段昇降で膝や腰に痛みがあったり、つらいと感じてはいませんか?
	・階段の壁に手をついたり、降りるときに後ろ向きになって床に手をついたりしていませんか?
	・階段でふらついて転びそうになったことはありませんか?
廊下	~居室などの入り口
	・無意識に壁に頼り、壁に手あかがついているような箇所はありませんか?
	・敷居の段差でつまづきそうになったことはありませんか?
	・廊下が滑りやすくはないですか?
	・足元が暗いなど、夜間の歩行に危険はありませんか?
玄関	(内側)
	・上がりかまちの昇降は、靴の脱ぎ履きのときに、壁や靴箱に手をついていませんか?
	・膝や腰に痛みを感じたり、手で膝を押すなど、脚の動きを腕で助けるような動作を
	することはありませんか?
玄関	~屋外
	・段差や凸凹でつかまるところがなく、不安を感じてはいませんか?
	・雨の日に、通路面が滑りやすくなり、転びそうになったことはありませんか?
	・買い物などでの外出がおっくうになったり、荷物が持てないことなどで、外出機会が
	減っていませんか?

状態像別チェックシート レベルⅡ 歩行に重度の困難がある

			1 4 64 11 . 11
	The left his		レベルⅡ
	上活機能	レベルⅡ 歩行に重度の困難	
415	障害高齢 者の日常 生活自立 度	準寝たきり(ランクA)	
状態		屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない	
像		1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。	
	泛	2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。	
		・外出機会を減らさない支援	
支接	暖の基本的	・主体性を重視した生活環境を目指す	
	な方針	・「疲れやすい」「おっくうだ」を見逃さない支援	
		・多様な参加に目を向ける	
起居・	課題	ベッドでの起き上がり、立ち上がり 布団や床からの起き上がり、立ち上がり	
移	1A = 11. >	特殊寝台、マットレス、サイドレール、ベッド用手すり	
乗	検討する 福祉用具	床置き式手すり (4.4.4.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
	等	体位変換器(敷き布団併用タイプ) 昇降座椅子	
		安定した屋内の歩行	
	課題	外出の際の動作補助、転倒防止 屋外歩行時の転倒防止	
移	1本社会	/E//少们 啊V冲A 团的	
動		歩行器·歩行車	
	検討する 福祉用具	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、踏み台 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更	
	簡紅用具 等	玄関ホーテの子りり、信りにてい床材への変更 電動アシスト歩行器	
	,		
		トイレまでの移動 便座での立ち座り動作	
	課題	天/王(ツルウ/王リ男/TF	
排			
泄		 歩行補助用具・着脱しやすい衣服の工夫	
	検討する	ポータブルトイレ・尿器	
	福祉用具 等	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、補高便座	
	-	 浴室入口の段差昇降	
	3m dz		
	課題	座位での浴槽またぎ	
入		浴槽内での立ち座り	
浴	検討する	手すり(住宅改修)・浴室内すのこ シャワーチェアー、バスボード、移乗台	
	福祉用具	浴槽内いす	

八人	E17,02 0
レベ	ルⅡ「歩行に重度の困難」歩行や動作が安定せず、常に転倒が心配
浴室	·脱衣室
	・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか?
	・浴槽には入れていますか?
	・浴槽をまたぐときに、蛇口などにつかまったりしてはいませんか?
	・浴槽の中で立ち上がれなくなって、困ったことはありませんか?
	・洗い場の低いイスでの立ち座りが大変だと感じてはいませんか?
イル	/
	・移動や衣服の上げ下げに時間がかかり、間に合わないことはありませんか?
	・和式なのに、無理に腰掛けたりはしていませんか?
	・便座からの立ち上がりのときに、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか?
	・夜間のトイレ移動で、危険を感じることはありませんか?
宝室	·寝室
	・立ち上がらずに、はって移動することはありませんか?
	・ベッドや布団からの起き上がりや立ち上がりで、手を借りることはありませんか?
	・ベッド以外に、日中を過ごせるような楽に座っていられる場所はありますか?
皆段	:
	・階段で四つんばいになったり、お尻をついたりしてはいませんか?
	・階段の昇降で介助されている、または介助することに負担を感じてはいませんか?
郭下	- 〜居室などの入り口
	・ドアノブを手すりの代わりにして体重をかけているため、ドアノブがぐらついてはいませんか・
	・ドア開閉の時など、両手を使うために歩行器から手を放して歩くことはありませんか?
	・歩行器で入っていけない、狭いところはありませんか?
	・ドアや引き戸が重くて、自分では開けられない、無理をしたり開けたままにしているということ
	はありませんか?
玄関	(内側)
	・たったままの上り下りが不安で、上がりかまちに腰を下ろしてはいませんか?
	・上がりかまちからの立ち上がりでつかまるところがなく、無理な動作になっていませんか?
	・段差の昇降のときに、介助者の手を借りることはありませんか?
玄関	~屋外
	・段差や凸凹で、植木など手近なものにつかまることはありませんか?
	・段差や凸凹で、杖や歩行器などが使えず、介助の負担になっていませんか?
	・歩き出してもすぐに疲れてしまったり、移動途中で座りたいと思うことはありませんか?

状態像別チェックシート レベルⅢ 移動や排泄など行為の一部に介助が必要

 天鬼	像別チェッ	
		レベルII
<u> </u>	上活機能	レベル皿 座位・寝返り可能だが車いす利用
	70本 	寝たきり(ランクB)
状態	障害高齢者の日常	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
像	生活自立度	1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
	,,,,	2. 介助により車いすに移乗する
		・生活圏を縮めない環境づくり
支护	爰の基本的	・車いすが阻害因子にならないように
	な方針	・過大な介護負担を見逃さない
		・意欲の向上を意識した関わり
		ベッドでの寝返り、起き上がり
		ベッドからの立ち上がり、立位での移乗
起	課題	立ち上がりの介助 立ち上がりから短距離の移動の介助
居・		座位での移乗
移	107177	特殊寝台、マットレス、ベッド用手すり
乗	検討する 福祉用具	介助用ベルト・ターンテーブル 車いす
	等	本
		スライディングボード・スライディングシート
		屋内の歩行移動 屋内での車いす移動
	課題	
		屋外での移動支援
移		 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付
動		車いす・車いす用クッション
	検討する	いす型段差昇降リフト
	福祉用具 等	スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) ハンドル型電動車いす・簡易型電動車いす
	4	すいす(自走用標準型・パワーアシスト型・介助用標準型)
		便座へのアプローチ 便座での立ち座り動作
	課題	トイレまでの移動が困難な場合の支援
排		
泄		 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付
	検討する	段差解消・扉交換(住宅改修)
	福祉用具 等	補高便座・昇降便座・スタンディングリフト
	,	ポータブルトイレ 浴室までの移動
	課題	浴槽内での立ちあがり
入		浴室内すのこ
浴	検討する	シャワーキャリー
	福祉用具 等	扉の交換(住宅改修) 浴槽用昇降機
	4	「ロット」という。 フェー・フェー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ

ノベルⅢ「座位・寝返り可能だが、車いす利用」移動や、排泄など行為の一部に介助が必要	
谷室·脱衣室	
・浴槽の出入りや浴槽の中での立ち上がりなどで、介助者が持ち上げたりしてはいけません	か?
・介助者や福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか?	
・家でお風呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか?	
\1\\rm \	
・衣服の上げ下げなどの介助の際にしっかりと立っていられず、転びそうになったことは	
ありませんか?	
・便座からの立ち上がりの介助が、大変ではありませんか?	
・扉の開閉に車いすや歩行器が干渉したり、便器に接近できないということはありませんか	?
・夜間のトイレ介助が負担で、介助者が睡眠不足になってはいませんか?	
宮室・寝室	
・ベッドや車いす以外に、日中を過ごせるような楽に座っていられる場所はありますか?	
・ベッドでの寝返りや起き上がりに苦労していませんか?	
・車いすなどへの移乗で、介助者が持ち上げてはいませんか?	
皆段	
・どうしても階段を利用しなければならない住環境ですか?	
・階段を背負って昇り降りの介助をするなど、危険で過剰な負担になってはいませんか?	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・ドアや引き戸が重くて、自分では開けられない、無理をしたり開けたままにしているという。	ことは
ありませんか?	
・車いすで敷居の段差で立ち往生したり、介助の負担になっていませんか?	
・短い距離の移動では手すりを使う場合でも、途中で途切れるなどで危険な歩行をして	
いませんか?	
玄関(内側)	
・段差の昇降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか?	
・玄関外に置いた車いすまでの移動で抱え上げるなど、無理な介助になっていませんか?	
玄関~屋外	
・段差や凸凹で、杖や歩行器などが使えず、介助の負担になっていませんか?	
・舗装されているものの、動線に対して左右方向に傾斜があり、歩行者や車いすが直進でき	ずに
困っていませんか?	
・お尻が痛くなるなどで、車いすに長く座っていられず、外出が嫌になっていませんか?	
<u> </u>	

状態像別チェックシート レベルIV 移動などほぼすべての生活行為に介助が必要

			レベルIV
Ė	上活機能	レベルIV ほぼ全介助で車いす利用	
	障害高齢 者の日常 生活自立	寝たきり(ランクC)	
状態像		1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	
		1. 自力で寝返りをうつ	
N.	度	2. 自力では寝返りもうてない	
		・廃用症候群の予防	
支担	爰の基本的	・移乗と移動の支援で、QOLの向上を図る	
	な方針	・介護負担の軽減	
		・介護方法の統一	
起居	課題	ベッドでの安楽な姿勢と拘縮の予防 臥位(仰向けなど、横になった姿勢)での移乗 床ずれの予防	
· 移 乗	検討する 福祉用具 等	特殊寝台、マットレス、サイドレール 移乗用リフト本体・スリングシート(吊り具部分) エアマットレス・静止型床ずれ防止マットレス 体位変換器(パッドタイプ・クッションタイプ) 体位変換機能付きベッド・エアマット・スライディングシート	
移動	課題	座位保持能力に対応する車いすの選定と調整 床ずれの予防 外出のための段差解消、移動の円滑化	
	検討する 福祉用具 等	車いす(姿勢変換機能付き) クッション・車いすの除圧操作 スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) テーブル型段差解消用リフト ベッドでの排泄	
排泄	課題	マングト この分野(世	
	検討する 福祉用具 等	紙おむつ・尿器・差し込み式便器 自動排泄処理装置	
	課題	自宅浴室での入浴	
入浴	検討する 福祉用具 等	浴室用リフト・吊り具	

レベルIV「ほぼ _?	全介助で車いす利用」移動などほぼすべての生活行為に介助が必要
浴室·脱衣室	
・浴室への	移動や浴槽への出入りで、複数の介助者で持ち上げる介助をしていませんか?
・介助者や	福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか?
・家でお風	呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか?
トイレ	
・尿意・便剤	意は確認できますか?
・車いすで	十分に便座に接近できず、抱え上げるような介助をしていませんか?
・トイレに十	-分な広さがなく、無理な姿勢での介助になってはいませんか?
・紙おむつ	から尿が漏れて困っていませんか?
居室・寝室	
・ベッドから	ら車いすやポータブルトイレへの移乗で、持ち上げるなど、介助者の過剰な負担に
なってはい	ませんか?
寝返りが	できないなど、床ずれの心配はありませんか?
・ベッドです	背中をあげると、姿勢が崩れてしまうことはありませんか?
階段	
・階段を利	用できるレベルではありません。どうしても階段を利用しなければならない住環境
ですか?	
廊下~居室・寝	室の入り口
・車いすで	曲がれない廊下や、入っていけない狭いところはありますか?
・車いすが	引っかかってしまい、ドアの開閉ができないという場所はありませんか?
・車いすで	敷居の段差を乗り越えることが、介助の負担になっていませんか?
玄関(内側)	
・段差の昇	降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか?
・段差や玄	関ドアの幅が狭いなど、車いすの移動に支障はありませんか?
・気軽な外	出をあきらめてはいませんか?
玄関~屋外	
・舗装され	ていない路面で、介助者が無理に車いすを押すなど、過剰な負担や転倒などの
危険はあり	ませんか?
・段差など	で車いすが利用できず、無理に持ち上げて移動したりしていませんか?

10.介護保険以外の住宅改修制度

高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修)

- ・65歳以上で介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修とは別に、住宅設備改修の給付を受けることができます。また、併用することもできます。
- ・ご本人の身体状況から見て、日常生活の動作に困難があり、明らかに設備の改善が認められる場合に限られます。

対象工事

①浴槽交換

(支給限度基準額:379,000円)

浴槽の高さ・深さが改善される場合に限られます。ユニットバスからユニットバスへの交換は、 対象にならない場合が多いです。

②流し・洗面台の取り換え

(支給限度基準額:156,000円)

車いすや、いすに座ったまま使えるタイプのもの。洗面台の鏡や収納棚は対象外です。

③便器の洋式化

(支給限度基準額:106,000円)

介護保険住宅改修の残額がない場合に限られます。

介護保険課以外の課が担当する住宅改修制度

- まちなみ整備部住宅政策課 「居住環境整備補助金」のバリアフリー化改修工事 65歳以上の方のいる世帯が対象
- 福祉部障害者福祉課 「日常生活用具給付」の小規模改修・中規模改修 65歳未満の方が対象 障害の種別や程度による要件があります。

詳細は、各担当課へお問い合わせください。

11.資料の紹介

(1)ケアマネジメントについて

八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版

八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル 27改訂版 介護保険課で配布しています

(2)福祉用具についての情報

公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ http://www.techno-ids.or.jp/

(「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」や福祉用具・住宅改修の資料が掲載されています。ぜひご覧ください。)

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ http://www.zfssk.com/

(住宅改修制度の解説もあります)

国際福祉機器展ホームページ 福祉機器 選び方・使い方 https://hcr.or.jp/useful/howto

(「福祉機器 選び方・使い方 テキスト」が公開されています)

(3)住宅改修について

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の手引き(平成30年8月)

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の事例集(平成31年4月) 介護保険課で配布しています

国土交通省 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm

建築資材メーカーのカタログやホームページでは、この指針をわかりやすく、図や写真も使って解説しています。

介護支援専門員 新任研修

生活保護制度と介護保険制度

八王子市福祉部 生活福祉総務課 医療·介護担当

生活保護制度とは

【生活保護法第1条】

日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、

- その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
- その最低限度の生活を保障するとともに、
- その自立を助長することを目的とする。

生活保護の利用要件

【生活保護法第4条、第10条】

■ 保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として 行われる。

また、扶養義務者の扶養などは、すべて生活保護法による保護に優先して行なわれる。(補足性の原理)

■ 保護は、世帯を単位として行う。(世帯単位の原則)

生活保護の利用要件

能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くこと。

資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等をし、生活費に充てること。

他の法律や制度(他法他施策)の活用

年金や手当など、他の法律や制度による給付を受けることができる場合は、**まずはそれらを活 用すること**。

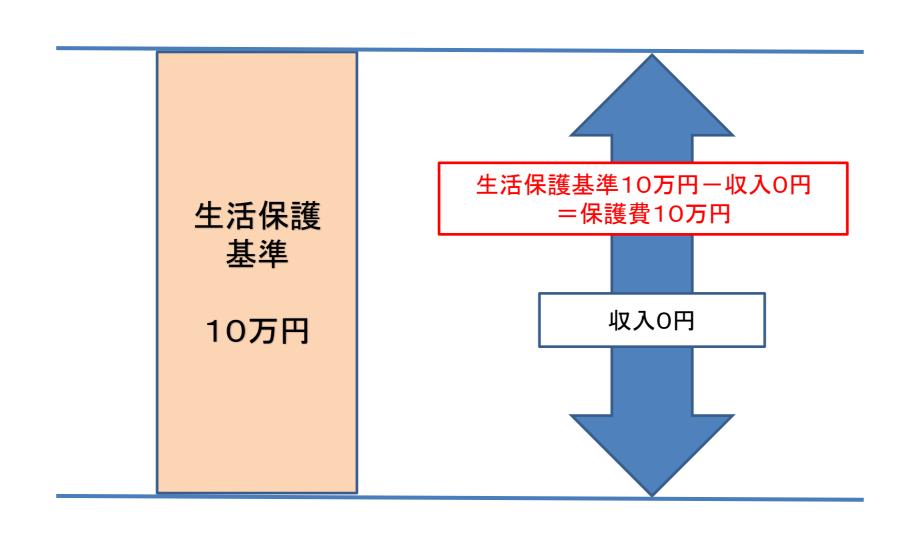
扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けること。

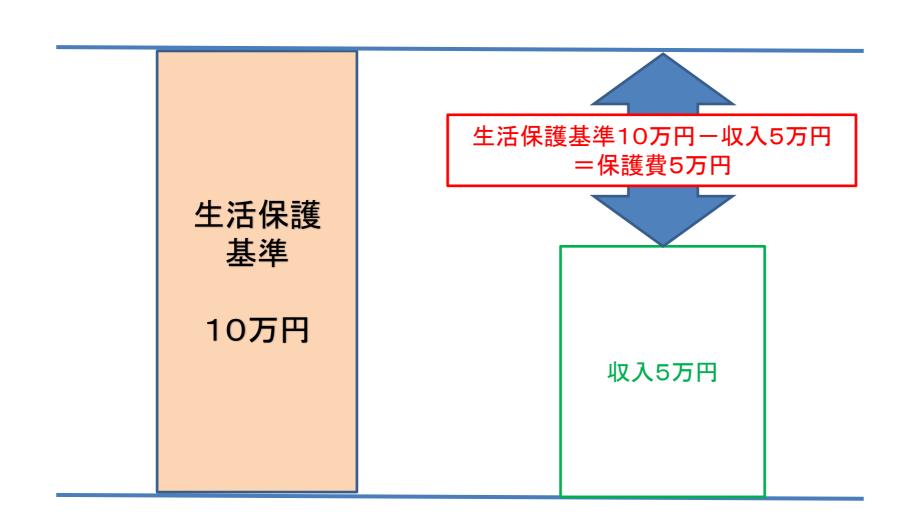
生活保護費に含まれるもの

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用 (3)特定の世帯への加算(母子加算等) 金銭給付
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で金銭給付
義務教育を受けるために必要な 学用品費	教育扶助	定められた範囲内で金銭給付
医療サービスの費用	医療扶助	定められた範囲内で現物給付
介護サービスの費用	介護扶助	定められた範囲内で現物給付
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で金銭給付
就労に必要な技能の修得等に かかる費用	生業扶助	定められた範囲内で金銭給付
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で金銭給付

生活保護費の計算方法①



生活保護費の計算方法②



生活保護費の計算方法③

介護扶助 1万円(生保公費) 介護費用 2万円は介護費に充てる必要がある。 基準を超える額 3万円 (本人支払額の発生) 2万円(本人支払) 生活保護 基準 収入12万円 10万円

介護保険と介護扶助

第1号被保険者

対 象:八王子市内に住所を有する65歳以上の方

費用負担:介護保険9割、介護扶助1割

第2号被保険者

対 象:八王子市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で

特定疾病に該当する方

費用負担:介護保険9割、介護扶助1割

介護保険の被保険者以外の者

(通称:みなし2号) 被保険者番号がHから始まる

対 象:40歳以上65歳未満の医療保険 未加入者で特定疾病に該当する生活保護利用者

住民票のない65歳以上の生活保護利用者

費用負担:介護扶助10割

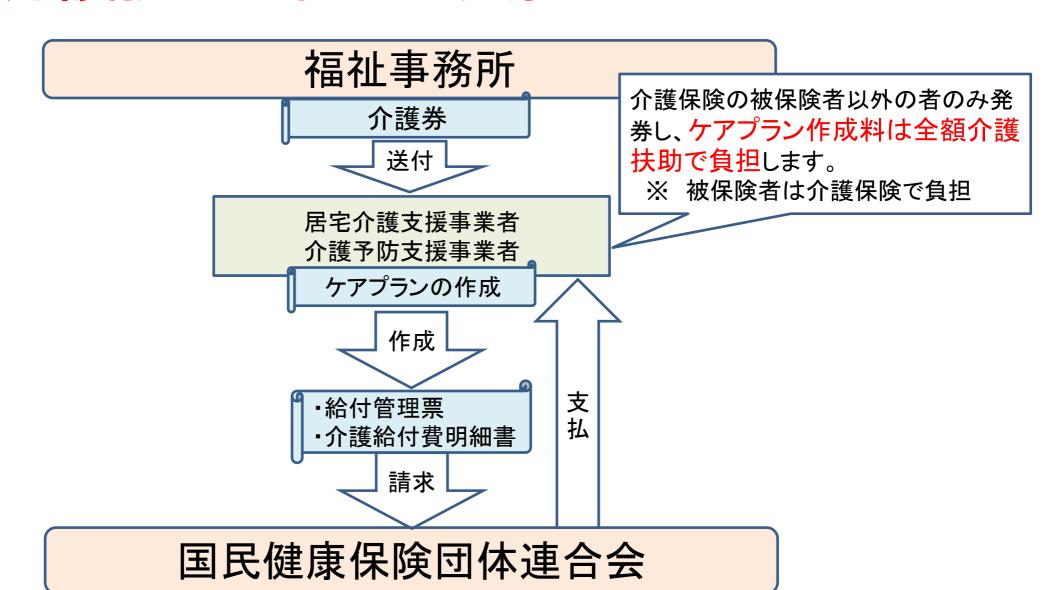
介護扶助の利用方法について

生活保護利用者の介護サービス利用開始にあたり、 ケアマネジャーは

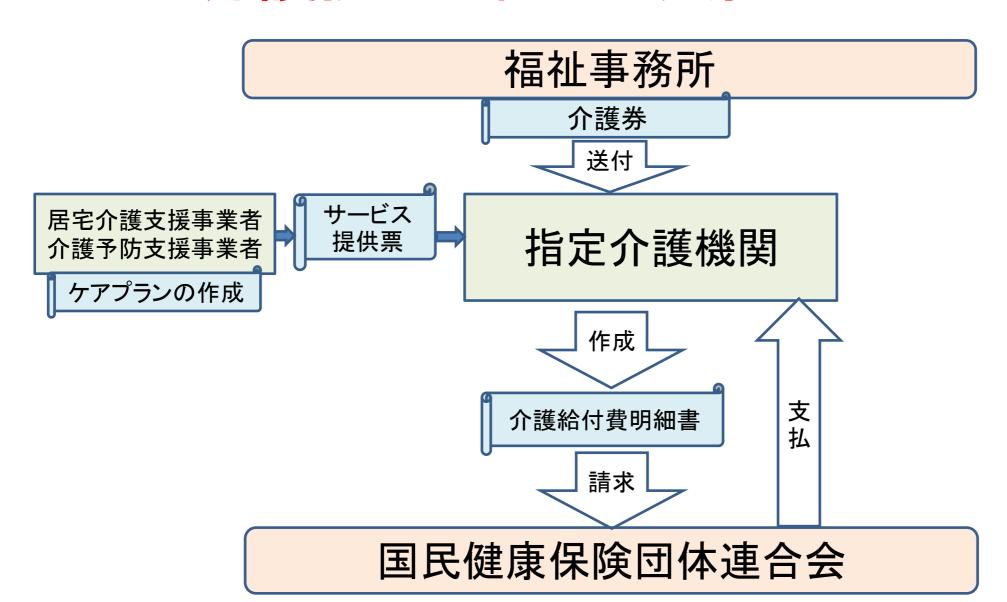
- ① 居宅サービス計画書(予防の場合は介護予防プラン)の写し(認定の更新やサービス変更の都度)
- ② サービス利用票・別表の写し(毎月)
- ③ 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(みなし2号のみ)

を福祉事務所(担当ケースワーカー)に提出してください。

介護扶助の請求と支払いについて



介護扶助の請求と支払いについて



介護券について

【八王子市福祉事務所からの介護券の発送】

原則、当月分をその月の20日ごろに発送します。

※居宅療養管理指導について

ケアプランに基づき介護券を発行するため、居宅療養管理指導についても必ず居宅サービス計画書等に記載をお願いします。

※本人支払額について

負担金が発生している場合には、介護券の「本人支払額」欄に金額が記載されますので、その金額どおり本人から徴収してください。



ケアプラン

介護扶助においては、自己作成によるセルフプランの作成は認められません。 みなし2号については、ケアプランの作成に関し、居宅介護支援事業所が生活保護法の指定介護機関である必要があります。

区分支給限度基準額を超える介護サービス

区分支給限度基準額を超える介護サービスは、介護扶助の対象とならず、全額自己負担となることから、利用できません。

みなし2号の自立支援給付活用について

みなし2号の場合、補足性の原理により、障害者総合支援法による自立支援給付が介護扶助に優先します。 身体障害者手帳等を所持している場合は、障害サービスを利用できるか確認をお願いします。

生活保護利用者の施術について

生活保護利用者があん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の給付を希望する場合には、給付基準を満たしているか確認したうえで福祉事務所が指定施術機関を選定しますので、必ず事前に福祉事務所(担当ケースワーカー)へ相談してください。

~みなし2号についての問合せ~

- 福祉部生活福祉総務課医療・介護担当までお願いします。 (八王子市役所本庁舎地下1階)
- ・生活保護利用者で、介護保険1号被保険者・2号被保険者に該当している方についてのお問い合わせは、福祉部介護保険課(八王子市役所本庁舎1階)までお願いします。

指定介護機関のしおり

八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>生活にお困りの方のために >生活保護>指定介護機関(生活保護法・中国残留邦人等支援法)>指定介護機関のしおり

[URL] https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html

八王子市ケアマネジャーガイドライン

八王子市福祉部 介護保険課発行 第6章 生活保護(介護扶助) をご参照ください。

介護扶助に関する連絡先

八王子市役所 福祉部 生活福祉総務課 医療·介護担当

電話 介護券の発行に関すること 042-620-7370 介護扶助に関すること 042-620-7476

FAX 042-627-5956

八王子市高齢者計画· 第9期介護保険事業計画

本研修の構成

- 1 計画の概要
- 2 計画策定の前提~ データから見る高齢化の現状~
- 3 計画の基本的な考え方

計画の概要

策定年月·計画期間

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画

【策定主体】

八王子市

【策定年月】

令和6年(2026年)3月

【計画期間】

令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)

本計画の位置づけ①

【法律上の位置づけ】

法律上の下記の3計画を一体的に作成

- ②市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
- ○市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- ◎市町村認知症施策推進計画

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第117条)

本計画の位置づけ2

【八王子市の分野別計画としての位置づけ】

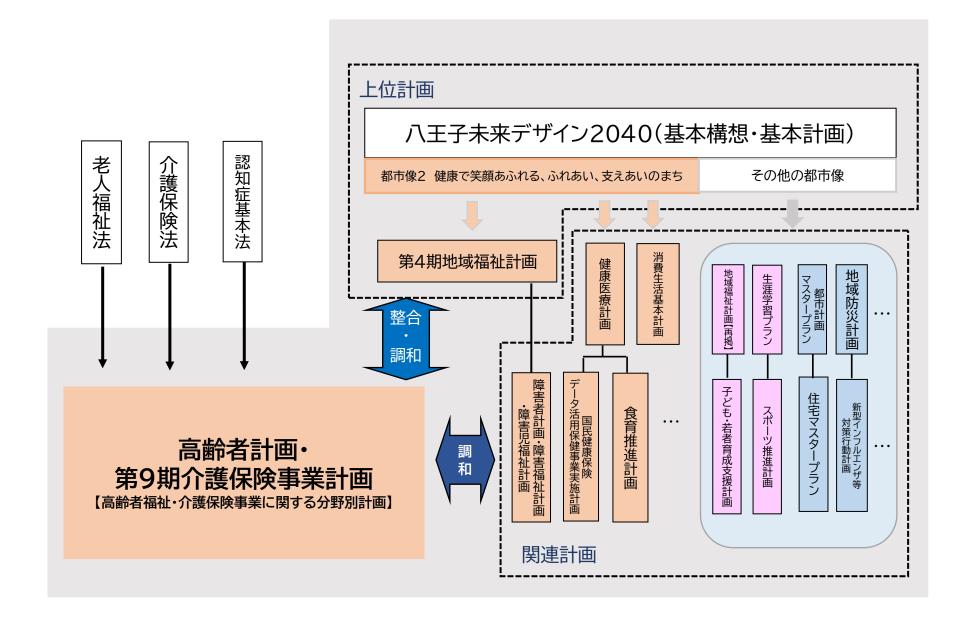
『八王子未来デザイン2040』における都市像2「健康で笑顔あふれる、 ふれあい、支えあいのまち」の実現に向けて策定した高齢者福祉・介護 保険事業に関する分野別計画

<参考>

『八王子未来デザイン2040』 八王子市がどのような姿を目指し て、何を行っていくのかをまとめた 本市の最上位計画



本計画の位置づけ③



計画の策定過程

八王子市高齢者計画·介護保険事業計画策定部会

・17名の委員

学識経験者、福祉保健医療関係者、

介護保険サービス事業者、地域関係者、公募市民

- ・計7回の審議
- ・ワークショップ形式を取り入れて、 各施策ごとに議論



計画策定の前提

~ データから見る高齢化の現状~

八王子市の基本情報

面積:186.38㎞ (奥多摩町に次いで都内2位)

人口:約58万人(都内唯一の中核市)

中核市制度:社会的実態としての規模、能力が比較的大きな市について、

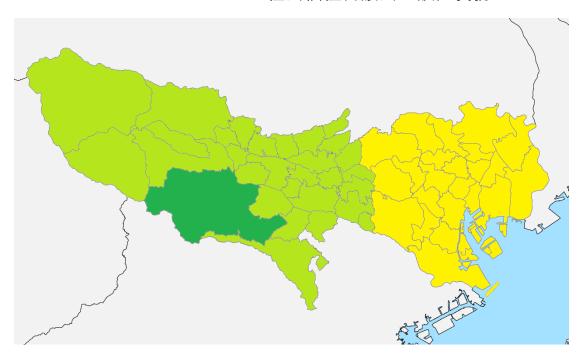
事務権限を強化する制度。

中核市になるには、人口20万人以上の要件を満たした上で、

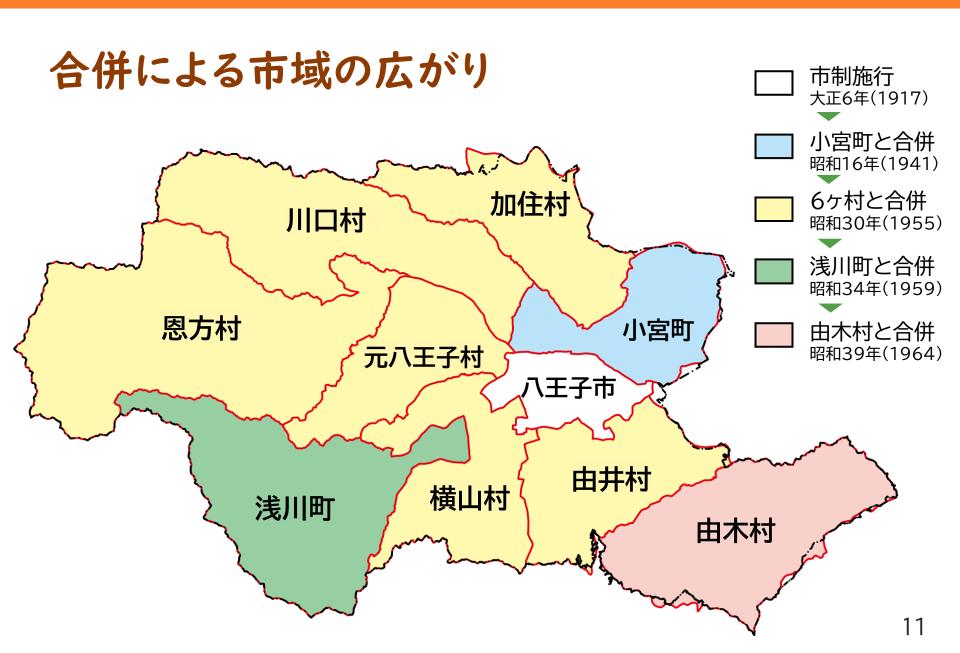
政令による指定が必要。

※事業所の指定等にかかる都道府県の権限の一部が委譲

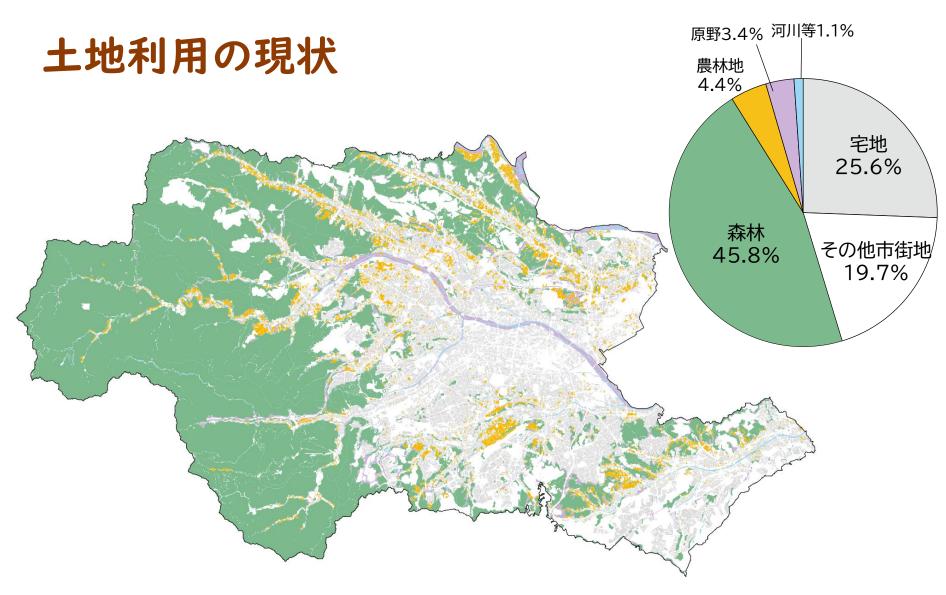
※社会福祉審議会の設置義務



八王子市の基本情報



八王子市の基本情報



21の日常生活圏域

日常生活圏域

- * 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供する ための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- * 八王子市では、市内を21の日常生活圏域にわけ、圏域ごとに、地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター)を設置 ②追分



13

八王子市の総人口・高齢者数・高齢化率

※住民基本台帳ベース

総人口 560,913人

65歳以上人口 155,554人

高齢化率 27.7%

(65歳以上人口/総人口)

<参考>

日本の高齢化率 29.1%

東京都の高齢化率 23.5%

※八王子市・国・都、いずれも令和5年(2023年)9月時点

			現状値		推計値			推計値		
		令	和5年(2023年	Ξ)	令和12年(2030年)			令和22年(2040年)		
	人口	圏域内	圏域内	高齢化率	圏域内	圏域内	高齢化率	圏域内	圏域内	高齢化率
圏域		総人口	65歳以上人口	(%)	総人口	65歳以上人口	(%)	総人口	65歳以上人口	(%)
	旭町	28, 128	5, 918	21.0%	29, 557	6, 209	21.0%	33,035	6,821	20.6%
	追分	15, 049	4, 021	26.7%	14, 727	3, 932	26.7%	14, 869	3,906	26.3%
中央	大横	15, 813	3, 999	25.3%	17, 387	4, 283	24.6%	20, 732	4, 847	23.4%
中	大和田	17, 721	4, 372	24. 7%	17, 599	4, 770	27.1%	18, 146	5, 541	30.5%
	子安	26, 867	6,623	24. 7%	26,839	6,844	25.5%	27, 904	7, 359	26.4%
	中野	24, 739	7, 690	31.1%	23, 684	7, 373	31.1%	23, 174	7, 122	30.7%
北部	石川	32, 612	8, 746	26.8%	31, 264	9, 318	29.8%	30,650	10, 464	34.1%
部	左入	13, 478	4, 121	30.6%	12,742	3, 921	30.8%	12, 246	3,746	30.6%
	高尾	26, 842	7, 850	29.2%	25,536	7, 958	31.2%	24, 761	8,326	33.6%
西 南 部	寺田	28, 020	8, 521	30.4%	26, 443	8,803	33.3%	25, 348	9,461	37.3%
部	長房	18, 280	6, 515	35.6%	17, 312	6, 336	36.6%	16,679	6, 246	37.4%
	めじろ台	24, 859	7, 905	31.8%	24, 770	7,810	31.5%	25,662	7,875	30.7%
	恩方	15, 727	5, 880	37.4%	14, 137	5, 674	40.1%	12, 641	5,532	43.8%
 西 部	ЛΠ	28, 747	9, 148	31.8%	27, 805	8, 909	32.0%	27,607	8, 799	31.9%
部	元八王子	23, 134	7, 560	32.7%	21,984	7, 490	34.1%	21, 283	7,583	35.6%
	もとはち南	27, 158	8, 978	33.1%	26,049	9, 224	35.4%	25,556	9,834	38.5%
部東	片倉	45, 162	9, 100	20.1%	45, 412	10,034	22.1%	47,660	11,836	24.8%
一一南	長沼	37, 129	11, 652	31.4%	35, 319	11, 256	31.9%	34, 243	10,990	32.1%
	堀之内	36, 264	7, 791	21.5%	36, 161	9, 230	25.5%	37, 501	12,062	32. 2%
東部	南大沢	54, 280	13, 473	24.8%	52, 425	17, 818	34.0%	51, 944	27, 250	52.5%
нг	由木東	20, 904	5, 691	27.2%	23, 026	5, 977	26.0%	27, 527	6, 577	23. 9%
	合計	560, 913	155, 554	27. 7%	550, 180	163, 170	29. 7%	529, 145	182, 175	34.4%



出典:八王子市人口ビジョン(令和5年3月)

■転換期① 2025年 ~後期高齢者人口が増加~

"団塊の世代"が75歳以上となり、 介護サービス需要の急増が見込まれる。

■転換期② 2045年 ~老年人口のピークから人口急減へ~

"団塊ジュニア世代"が65歳以上となり、 老年人口のピークを迎える見込み。

生産年齢人口が年々減少する中、 この2つの転換期を乗り越え、 介護サービスの提供体制をいかに維持するかが課題

■一人暮らし高齢者数の増加

	現状値	推計値	推計值	推計値	
	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)	
一人暮らし 後期高齢者数	9,786	12,501	12,506	14,527	

[※]現状値は八王子市社会福祉協議会による調査結果。

■認知症高齢者数の増加

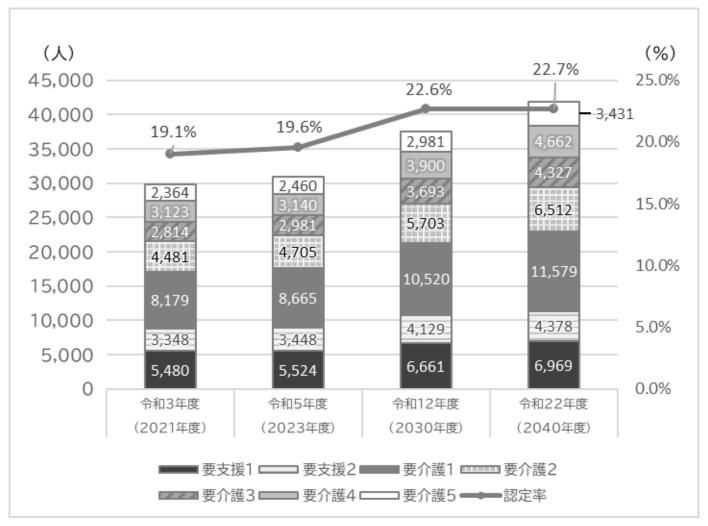
		現状値	推計值	推計値	推計値
	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和42年度 (2060年度)
認知症高齢者数	14,445	15,199	17,115	20,278	28,468

資料:福祉部介護保険課(各年度9月末時点)

[※]推計値は八王子市人口ビジョンにおける75歳以上単独世帯の数をもとに算出

[※]認知症高齢者…要支援認定・要介護認定を受けた第1号被保険者のうち、日常生活自立度 II a以上の方

■介護需要の増加



資料:八王子市福祉部介護保険課(令和5年12月時点推計)

■介護人材の不足

令和4年(2022年)時点の事業所種別ごとの従業員数を基に、

- ●需要:計画のサービス需要見込みに沿って変動
- ●供給:採用·離職数がそれぞれ生産年齢人口に比例して変動 と仮定して推計すると・・・。

〔単位:人〕

	2022	2030	2040
需要	6,695	9,856	11, 162
供給	6,695	8, 239	9, 162
ギャップ	0	1,617	2,001

計画の基本的な考え方

計画の策定の方針

◎ビジョンに基づくゴール共有

- ・「このままだとどうなるか」「どんな未来をつくりたいか」を示す。
- ・市民や様々な専門職が、ともにめざす未来を目指す想いを共有。

◎**ロジック**に基づくルート設定

「どうやってビジョンを実現するか」「うまくいっているかをどう測るか」を みんながイメージできるように「ロジックモデル」を描く。

◎エビデンスに基づく進捗管理

・「予定通りやる」ことが目的ではないので、 「狙った効果が出ているか」をデータを見ながら確認。

例:計画どおりイベントを開催したけど、本当に高齢者の社会参加率が上がったかな?

基本理念と3つの柱

計画の基本理念

誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち

基本理念の実現に向けた施策の柱

柱①「安心」

出逢い、つながり、支えあう地域づくり

● 誰もが、認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた地域で 自分らしく暮らしている。

柱②「希望」

やりたいこと、なりたい自分をあきらめない環境づくり

- 高齢者が一人ひとりに合った交流・活躍の場に参加し、 社会と緩やかにつながりながら介護・フレイル予防につながる活動に取り組んでいる。
- リエイブルメントや要介護状態等の改善・重度化防止が効果的に行われている。

柱③「未来」

世代を超えて信頼できる制度づくり

- 必要なサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制が整っている。
- 世代を超えて納得できる負担と給付の関係が保たれている。

全体ロジックモデル



・データ連携・分析のための「EBPM(根拠に基づく政策立案)プラットフォーム」の構築

・費用対効果分析に基づく事業の見直しや外部委託による大規模化の流れづくり

基本理念 柱 施策目標 主な取組 住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供さ ・施設整備方針(第6章)に基づくサービス提供体制の整備 01 れている ・災害時に避難行動への支援が必要な方についての、一元的な把握と個別避難計画の策定 ・医療・介護分野の連携強化に向けた検討(基幹型地域包括支援センターの体制整備と連動 医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている 誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち ・最期まで自分らしく暮らすための備えについての、市民への普及啓発 (1)高齢者が安心して暮らすことのできる住まいと住環境が整ってい 生活支援と住まいの確保を連動させるための政策間連携の強化 03 年齢や体力に合わせた、住まいについて考えるための普及啓発 安心 ・虐待があった際の適切な対応継続と、虐待が起きにくい環境づくりに向けた虐待防止計画の改定 高齢者の権利利益が擁護されている ・元気なうちから認知症に備えた意思表明等を行うための普及啓発 ・認知症基本法を意識した、本人発信機会のさらなる強化 認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望を 05 ・認知症への正しい理解を広め、地域共生の社会をつくる普及啓発 もって暮らしている ・ケアラー手帳の配布など、介護者を支援するための普及啓発の実施 家族の負担が軽減されている ・介護者同士がつながる場の整備や、高齢者や介護者への理解を広めるための普及啓発 基幹型地域包括支援センターの強化や庁内の体制整備による高齢者あんしん相談センターの支援 多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している 高齢者や家族を支える関係者の連携体制強化 高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で ・高齢者あんしん相談センターの支所的な機能を果たすシルバーふらっと相談室等の充実 08 ・身近な場所で支援に関する情報が手に入る環境づくりや、地域の見守り力強化に向けた普及啓発 安心して相談されている (2) 高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体か 住民主体で生活支援・移動支援を行う団体への支援 09 てくポによる市場サービス活用を含めた、産官連携のさらなる推進 ら提供されている ・デジタル技術を活用した仕事・ボランティアのマッチングに向けた研究事業 それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている 行政・福祉関係者のプロモーション力強化に向けた検討 ・住民主体による介護予防のための通いの場(通所型サービスB)の拡大 住民が介護予防に資する活動に取り組み、要支援・要介護状態に てくポ事業 なりにくくなっている 窓口での相談を効果的なリエイブルメントにつなげるための対応フロー整備 望む暮らしの再獲得(リエイブルメント)が可能になっている ・リエイブルメントに向けたサービス(通所型サービスCなど)と生活支援コーディネーターの連動強化 サービスが効果的に提供され、利用者の状態改善や重度化防止に ・ケアプラン点検やケアマネジャーガイドライン作成による、ケアプランの質の向上支援 13 状態改善や重度化防止の成果公表など、事業所の努力を後押しする取組の検討 つながっている ・基本チェックリストの積極的な活用 (3) 自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行 14 われている 認定状況の自治体間比較データ等の分析と共有 未来 介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効 資格取得の補助や研修事業、介護の仕事の魅力発信 15 率的に働いている ・事業所の生産性向上などに向けた支援

高齢者福祉や介護保険事業について、EBPMの考え方と手法が

16

定着している

8つの重要テーマ

	高齢者あんしん相談センターの機能
3	金化・負担軽減及び関係者の連携強化

地域包括ケアの拠点として十分に力を発揮できるよう、 体制の整備や、他の支援機関・医療関係者との連携に向けた検討をすすめます。

② 必要とする人に支援が届く体制と つながりの強化

相談窓口や支援制度を確実に知っていただくために、行政の発信力強化や地域の「見守り力」強化など、総合的な取組をすすめていきます。

3 高齢者自身が主役の介護予防と 活躍促進

誰もが地域の中で生きがいと役割をもてるように、 自立支援の取組や健康習慣づくり、活躍の場の創出・マッチングを推進します。

総合的な介護人材対策

人材獲得と生産性向上を両輪にしつつ、 介護予防や認定・給付の適正化を含めた総合的な取組をすすめます。

「老い」に備える文化づくり

元気なうちから介護予防を意識することに加え、 住まいや財産の管理・処分、望む最期などについて話し合う文化を醸成していきます。

る 認知症の人とその家族の想いを中心 に置いた、認知症と共に生きる社会づくり

認知症に関する正しい理解を深めるとともに、本人発信や社会参加の機会を充実させ、 また家族にも寄り添った支援を行います。

データ活用やDX、産官連携による、持続可能で実効性のある事業展開

限られた人員・予算で多くの方の暮らしや健康を支えていくため、 データやデジタル技術、民間の力を積極的に活用します。

② 行政と現場が一体となった 「介護DX」の推進

介護現場の業務や行政手続きのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を 推進するプロジェクトチームを設置します。

皆さまへの期待 ~ 2つの重要キーワード ~

つながる

複雑化する課題に対して、さまざまなつながりを活かした支援が必要

- ・住まいの確保(計画P●●など)
- ・終活、ACP
- ・家族の課題や虐待(かも)事例の発見と共有
- ・民間企業、地域団体、事業所などによる保険外サービスの活用
- ・要支援でも、要介護でも、認知症でも・・・。 地域の中で役割と居場所を

リエイブルメント

「元の暮らし・望む暮らし」は取り戻せる!

- ・C型サービスだけがリエイブルメントではありません。
- ・本人の「本当の望み」とは?
- ・どうやったら自信を取り戻してもらえるか

在宅生活を支える高齢者福祉

~介護保険を除く八王子市の高齢者施策~



この資料は、ケアマネージャーがケアプランに基づいたサービスを行うための社 会資源のひとつである介護保険以外のサービス(図の一番左)についての説明資 料です。

利用者のニーズに合わせてご活用ください。

【内容は介護なび・はちおうじ(2023年10月版)P.52-53に対応しています】

在宅生活を支える高齢者福祉 ~ 介護保険を除く八王子市の高齢者施策 ~

サービスの	の種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
3 福祉;	者電話	緊急時にあらかじめ登録してある親族等にボタン1つで通報できるシルバーホンの設置をします。あわせて希望者には、月に1回の相談員による電話訪問をします。	市内在住で65歳 以上の方のみの世 帯	停電時に作		・固定電話に機器をつなぎ、機器のボタンを押すことで事前に登録してある連絡先につながり、ハンズフリーで電話が可能です。 ・家の中で持ち運びできるペンダントも付属します。電話機から離れた場所でもペンダントを押すことでも発信ができます。ただし、ペンダントでできるのは、発信のみです。通話は福祉電話本体でしかできません。 ・毎月の利用料や最初の設置費用(1台分)は市で負担します。例外として停電時に電源を確保する電池パックを購入する場合や転居をして再設置をする場合は利用者負担です。 【こんなときは市に連絡を】・利用者が施設入所や逝去されたとき・長期入院で電話訪問を休止したいとき・電話訪問を止めたいとき
高齢 ³ 4 シスラ	通報	急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで、受信センタ - を通して東京消防庁に通報され、駆け付け員により速やかに救助のための支援を行います。また、月1	上の方のみの世帯 で心疾患、脳疾患、 呼吸器疾患等の緊	484円/月 (税込)市民税 非課税の方は 免除	[申請窓口] 各高齢者あんしん相談 センター [問い合わせ] 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 各高齢者あんしん相談 センター	・ボタン一つでコールセンターにつながり、救急車の要請や健康相談ができる機器を貸与します。 ・固定電話に機器をつなぎ、機器についているボタンを押すことで看護師等が24時間常駐するコールセンターにつながり、ハンズフリーの会話が可能です。 ・コールセンターから救急要請が可能で、同時に駆け付け員が現場に向かいます。救急車の要請は直接ではなくコールセンターを通してとなります。付属のペンダントで離れたところからの発信もできます。通話は救急通報機本体からしかできません。 ・対象となる病気については、再発の恐れがあるもの、いつ発作が起きて命の危険があるかわからない状態が該当します。がんや糖尿病といった病気は対象となりません。 「こんなときは市に連絡を」・利用者が施設入所や逝去されたとき・電話訪問を休止したいとき(電話訪問をやめることはできませんが、長期入院等で一時的に電話訪問が不要になったときに休止することができます。) ・救急通報システムのほうが救急要請もでき、安心度が高いので希望は多いのですが、要件が厳しく利用できないこともあります。 救急通報システムの対象とならない人が福祉電話なら対象となるため、そちらを使うということもよくあります。 次ページに簡単な対照表がありますのでご確認ください。

高齢者福祉電話と高齢者救急通報システムの違いについて

名称	対象者	回線	機器	発報先	電話訪問 (月1度の電話による見守り)
高齢者 福祉電話	・65歳以上のみの世帯・心身の状況で閉じこもりがちな方	NTT回線に限る	・発報機 ・ペンダント(発信のみ)	親族等の緊急連絡先	希望制
高齢者 救急通報 システム	・65歳以上のみの世帯 ・心疾患、脳疾患、呼吸器疾 患等の緊急性がある病気で 常に注意が必要な方		・発報機(無線タイプもあり) ・ペンダント(発信のみ)	コールセンター及び コールセンターから 救急要請	必須

どちらも設置が必要な人かどうか、利用希望者の生活状況などを聞き取ってから受付をするため、窓口は高齢者あんしん相談センターのみになります。

在宅生活を支える高齢者福祉 ~ 介護保険を除く八王子市の高齢者施策 ~

	・ビスの種類	内容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
			市内在住で道に迷う ことのある65歳以 上の高齢者および若 年性認知症の方を 在宅で介護している 親族の方	(税込) 申請者が市外 在住2,420		・GPS機器の貸し出しにより、高齢者本人の安全の確保と親族の負担軽減を図ります。コールセンターに問い合わせ又はスマホ等で位置を検索できます。 【日常生活賠償特約について】 ・利用者には外で偶然の事故により他人にけがをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険がつきます。
5	認知症 高齢者 探索機器の 貸与		大きさ(単位mm) 従47.5×横38.5× 夏さ11.85			【靴について】 ・GPSを持っていかない恐れや持つのをいやがる方の場合には専用の靴(任意・自費購入)に機器をセットして持ち忘れ防止もできます。 ・本人が自宅で在宅生活をしている方が対象です。高齢者に限らず、64歳以下の若年性認知症の方も対象になります。
					[申請窓口] 各高齢者あんしん相談 センター [問い合わせ] 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 各高齢者あんしん相談 センター	・GPS機器をご利用されている方でも、充電が切れていた、持たずに出かけてしまったなどの理由により、機器を活用できずに探索に時間がかかってしまうケースが増えています。 充電は週に1回程度必要です。 警察に保護された場合は、衣類や持ち物に名前が書いてあると有力な手掛かりとなります。実際に機器を利用する際は少しでも早い発見のために様々な方法を組み合わせて活用していただくことをお勧めします。
6		高齢者の衣服や持ち物等に見守リシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者と家族が個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能となり、早期発見・保護に繋げることができます。	する方。 ・認知症などの理由 により行方不明になるおそれのある方	(シール48 枚)2,000 円 (市が負担)		・利用は1年ごとの更新。 ・無償提供の携帯アプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいるみまもりあいアプリをダウンロードしている「協力者」に対して、個人情報を保護しながら捜索を呼びかけることも可能(ダウンロード任意)
7	家族介護 慰労金	要介護高齢者等を介護して いるご家族に対して慰労金 を支給します。	ポイントに記載	【支給額】1 家 族あたり年間 10万円	[問い合わせ] 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420	介護保険の要介護4又は5の認定を受けた方を在宅で1年以上介護サービスを利用せずに介護しており、世帯全員が市民税非課税であるご家族の主たる介護者の方が対象 この他に入院期間等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

サ-	- ビスの種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
8	理容師・ 美容師 の出張	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	上の方で要介護4又	利用者負担 1,000円/回	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) 042-620-1158 各高齢者あんしん相談 センター 【問い合わせ】 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 各高齢者あんしん相談 センター	・介護保険施設に入所している方は対象となりません。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、養護老人ホームは在宅扱いの施設としてこの事業の対象となります。また、デイサービスやショートステイで使いたいという人もいますが、自宅(在宅扱い施設含む)しかできません。・申請時に理容か美容を選択してください。市の業者では理容も美容もやることは同じでカットのみを行い、顔そりは行いません。理容だから男性、美容だから女性が担当になるということもありません。・申請の際には介護保険証等の本人確認書類(写し可)が必要になりますので持参又は郵送の際は同封をお願いします。・住所地特例の場合は介護保険証の写しが必要です。こちらは提示ではなく提出が必要なのでご注意ください。 【こんなときは市に連絡を】・介護保険施設に入所したとき・利用者の要介護度が要件に当てはまらなくなった場合
9	在宅むつの	紙おむつ(パンツ型、テープ止め型、平型) 尿とりパッド おむつ専用袋	全ての要件に該要としておうででは、またでは、またでは、またでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	購4,400人限割(大会) (大会) (大会) (大会) (大会) (大会) (大会) (大会)	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) 042-620-1158 各高齢者あんしん相談 センター 各拠点事務所(浅川、 由木、元八事務所 【問い合わせ】 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420	・介護保険施設に入所している方は対象となりません。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、養護老人ホームは在宅扱いの施設としてこの事業の対象となります。 ・市民税の課税年度は毎年7月に切り替わります。 世帯に課税の方がいると、利用できなくなりますが、利用できなくなった方でも7月の年度の切り替わりで世帯全員が非課税になれば利用可能になります。ただし、再度申請書を提出する必要があります。 ・申請の際には介護保険証等の本人確認書類が必要になります。写しで構いませんので持参又は郵送の際は同封をお願いします。 ・住所地特例の場合は介護保険証の写しが必要です。こちらは提示ではなく提出が必要なのでご注意ください。 【こんなときは配送業者に連絡を】・介護保険の要介護が要支援1.2または非該当と認定されたとき・分院または、介護保険施設に入所したとき・引っ越し、又は逝去されたとき・治行を必要としなくなったとき・治付を必要としなくなったとき・おむつの種類や数量の変更または休止を希望するとき(配達日予定表に記載の受付締切日までに) 【注意点】・毎年7月に商品や商品金額が変わる・最新の申請書を使用する・休止期間が一年以上になった場合、再度申請をお願いすることがある・市外に配達することはできない

在宅生活を支える高齢者福祉 ~ 介護保険を除く八王子市の高齢者施策 ~

サ	ービスの種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
10	入院 おむつ代 助成	1~2月、5~6月、9~10月 房 受付期間の末日が土日祝 の場合は、翌開庁日まで受付 します。 申請する月から2年前まで	全ての要件に該当する方 ・市内に住所がある 65歳以上ののの (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年のので、 (年ので、 (年ので、 (年ので、 (中ので)で)で、 (中ので)で)で))で、 (中ので)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で)で)で)で)で) (中ので)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)で)	【助成金】 おむつ代とし て支払った(税 4,400円(税 込)までの費 用の8割	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) 042-620-1158 [問い合わせ] 高齢者福祉課 (相談担当) 042-620-7420	記載のとおり ・入院おむつ代助成は、在宅おむつの給付と併給することはできません。

共通のポイント

申請書は最新のものを使用してください。八王子市ホームページのキーワード検索でサービス名を入力するか、https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/004/004/index.html (リンクあり)からサービスごとのページで確認していただけます。